

昭和五十七年法律第八十号

高齢者の医療の確保に関する法律
目次

第一章 総則（第一条～第七条）	第二章 医療費適正化の推進（第七条の二）	第三章 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整（第三十二条～第四十六条）	第四章 後期高齢者医療制度（第五十条～第五十五条の二）	第五章 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度（第四十七条～第四十九条）	第六章 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）
第一節 総則（第一条～第七条）	第二節 特定健康診査等基本指針等（第十八条～第二十一条）	第三節 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整（第三十二条～第四十六条）	第四節 後期高齢者医療制度（第五十条～第五十五条の二）	第五節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第六節 後期高齢者医療診療報酬審査委員会（第一百二十六条～第一百二十七条）
第二節 被保険者（第五十条～第五十五条の二）	第三節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第四節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第五節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第六節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第七節 審査請求（第一百二十八条～第一百三十一条）
第三節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第四節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第五節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第六節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第七節 審査請求（第一百二十八条～第一百三十一条）	第八節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）
第四節 費用等（第五十一条～第五十三条）	第五節 費用等（第五十一条～第五十三条）	第六節 費用等（第五十一条～第五十三条）	第七節 費用等（第五十一条～第五十三条）	第八節 費用等（第五十一条～第五十三条）	第九節 雜則（第一百三十三条～第一百三十九条）
第五節 後期高齢者医療給付の制限（第八十七条～第九十二条）	第六節 後期高齢者医療給付の制限（第八十七条～第九十二条）	第七節 後期高齢者医療給付の制限（第八十七条～第九十二条）	第八節 後期高齢者医療給付の制限（第八十七条～第九十二条）	第九節 後期高齢者医療給付の制限（第八十七条～第九十二条）	
第六節 財政安定化基金（第一百六十六条）	第七節 財政安定化基金（第一百六十六条）	第八節 財政安定化基金（第一百六十六条）	第九節 財政安定化基金（第一百六十六条）	第十節 財政安定化基金（第一百六十六条）	
第七節 特別高額医療費共同事業（第一百七十七条）	第八節 特別高額医療費共同事業（第一百七十七条）	第九節 特別高額医療費共同事業（第一百七十七条）	第十節 特別高額医療費共同事業（第一百七十七条）	第十一節 特別高額医療費共同事業（第一百七十七条）	
第八節 後期高齢者医療費（第一百七十七条～第一百八十四条）	第九節 後期高齢者医療費（第一百七十七条～第一百八十四条）	第十節 後期高齢者医療費（第一百七十七条～第一百八十四条）	第十一節 後期高齢者医療費（第一百七十七条～第一百八十四条）	第十二節 後期高齢者医療費（第一百七十七条～第一百八十四条）	
第九節 保険者の後期高齢者支援金等（第一百八十五条）	第十節 保険者の後期高齢者支援金等（第一百八十五条）	第十一節 保険者の後期高齢者支援金等（第一百八十五条）	第十二節 保険者の後期高齢者支援金等（第一百八十五条）	第十三節 保険者の後期高齢者支援金等（第一百八十五条）	
第十節 児支援金等（第一百二十四条の二）	第十一節 児支援金等（第一百二十四条の二）	第十二節 児支援金等（第一百二十四条の二）	第十三節 児支援金等（第一百二十四条の二）	第十四節 児支援金等（第一百二十四条の二）	
第十五節 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等（第一百二十四条の八）	第十六節 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等（第一百二十四条の八）	第十七節 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等（第一百二十四条の八）	第十八節 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等（第一百二十四条の八）	第十九節 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等（第一百二十四条の八）	
第二十節 第百二十四条の二	第二十一節 第百二十四条の二	第二十二節 第百二十四条の二	第二十三節 第百二十四条の二	第二十四節 第百二十四条の二	
第二十五節 第百二十四条の八	第二十六節 第百二十四条の八	第二十七節 第百二十四条の八	第二十八節 第百二十四条の八	第二十九節 第百二十四条の八	

第六款 雜則（第一百二十四条の九）

高齢者保健事業（第一百二十五条～第一百二十五条の四）

後期高齢者医療診療報酬審査委員会（第一百二十六条～第一百二十七条）

審査請求（第一百二十八条～第一百三十一条）

（第一百二十六条～第一百二十七条）

（第一百二十八条～第一百三十一条）

高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び第
四章に規定する後期高齢者医療制度をいう。以下同じ。の運営が健全に行われるよう必要な
各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定す
る目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、
社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しな
ければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重
し、住民の高齢期における医療に要する費用の
適正化を図るために取組及び高齢者医療制度の
運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策
を実施しなければならない。

前項に規定する住民の高齢期における医療に
要する費用の適正化を図るために取組において
は、都道府県は、当該都道府県における医療提
供体制（医療法（昭和二十二年法律第二百五
号）第三十条の三第一項に規定する医療提供体
制をいう。）の確保並びに当該都道府県及び当
該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同
じ。）の国民健康保険事業の健全な運営を担う
責任を有することに鑑み、保険者、第四十八条
に規定する後期高齢者医療広域連合（第八条か
ら第十六条まで及び第二十七条において「後期
高齢者医療広域連合」という。）、医療関係者そ
の他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を
果たすものとする。

（保険者の責務）

第五条 保険者は、加入者の高齢期における健
康の保持のために必要な事業を積極的に推進する
等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用
負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の
給付等を行うために必要な制度を設け、もつて
国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る
ことを目的とする。

（基本的理念）

第一条 国民は、自助と連帯の精神に基づき、自
ら加齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して常
に健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の
医療に要する費用を公平に負担するものとする。
（国の責務）

第二条 国は、国民の高齢期における医療に要す
る費用の適正化を図るために取組が円滑に実施
され、高齢者医療制度（第三章に規定する前期
期間に規定する前期高齢者医療の確保に関する
法律）において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第七百九
号）

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律
第百二十八号）

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法 律第二百五十二号）

高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び第
四章に規定する後期高齢者医療制度をいう。以下
同じ。の運営が健全に行われるよう必要な必要な
各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定す
る目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、
社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しな
ければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重
し、住民の高齢期における医療に要する費用の
適正化を図るために取組及び高齢者医療制度の
運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策
を実施しなければならない。

前項に規定する住民の高齢期における医療に
要する費用の適正化を図るために取組において
は、都道府県は、当該都道府県における医療提
供体制（医療法（昭和二十二年法律第二百五
号）第三十条の三第一項に規定する医療提供体
制をいう。）の確保並びに当該都道府県及び当
該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同
じ。）の国民健康保険事業の健全な運営を担う
責任を有することに鑑み、保険者、第四十八条
に規定する後期高齢者医療広域連合（第八条か
ら第十六条まで及び第二十七条において「後期
高齢者医療広域連合」という。）、医療関係者そ
の他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を
果たすものとする。

（保険者の責務）

第五条 保険者は、加入者の高齢期における健
康の保持のために必要な事業を積極的に推進する
等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用
負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の
給付等を行うために必要な制度を設け、もつて
国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る
ことを目的とする。

（基本的理念）

第一条 国民は、自助と連帯の精神に基づき、自
ら加齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して常
に健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の
医療に要する費用を公平に負担するものとする。
（国の責務）

第二条 国は、国民の高齢期における医療に要す
る費用の適正化を図るために取組が円滑に実施
され、高齢者医療制度（第三章に規定する前期
期間に規定する前期高齢者医療の確保に関する
法律）において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第七百九
号）

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律
第百二十八号）

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律 第二百四十五号）

高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び第
四章に規定する後期高齢者医療制度をいう。以下
同じ。の運営が健全に行われるよう必要な必要な
各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定す
る目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、
社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しな
ければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重
し、住民の高齢期における医療に要する費用の
適正化を図るために取組及び高齢者医療制度の
運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策
を実施しなければならない。

前項に規定する住民の高齢期における医療に
要する費用の適正化を図るために取組において
は、都道府県は、当該都道府県における医療提
供体制（医療法（昭和二十二年法律第二百五
号）第三十条の三第一項に規定する医療提供体
制をいう。）の確保並びに当該都道府県及び当
該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同
じ。）の国民健康保険事業の健全な運営を担う
責任を有することに鑑み、保険者、第四十八条
に規定する後期高齢者医療広域連合（第八条か
ら第十六条まで及び第二十七条において「後期
高齢者医療広域連合」という。）、医療関係者そ
の他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を
果たすものとする。

（保険者の責務）

第五条 保険者は、加入者の高齢期における健
康の保持のために必要な事業を積極的に推進する
等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用
負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の
給付等を行うために必要な制度を設け、もつて
国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る
ことを目的とする。

（基本的理念）

第一条 国民は、自助と連帯の精神に基づき、自
ら加齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して常
に健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の
医療に要する費用を公平に負担するものとする。
（国の責務）

第二条 国は、国民の高齢期における医療に要す
る費用の適正化を図るために取組が円滑に実施
され、高齢者医療制度（第三章に規定する前期
期間に規定する前期高齢者医療の確保に関する
法律）において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第七百九
号）

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律
第百二十八号）

七 健康保険法（昭和三十七年法律第二百五十二号）

高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び第
四章に規定する後期高齢者医療制度をいう。以下
同じ。の運営が健全に行われるよう必要な必要な
各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定す
る目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、
社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しな
ければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重
し、住民の高齢期における医療に要する費用の
適正化を図るために取組及び高齢者医療制度の
運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策
を実施しなければならない。

前項に規定する住民の高齢期における医療に
要する費用の適正化を図るために取組において
は、都道府県は、当該都道府県における医療提
供体制（医療法（昭和二十二年法律第二百五
号）第三十条の三第一項に規定する医療提供体
制をいう。）の確保並びに当該都道府県及び当
該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同
じ。）の国民健康保険事業の健全な運営を担う
責任を有することに鑑み、保険者、第四十八条
に規定する後期高齢者医療広域連合（第八条か
ら第十六条まで及び第二十七条において「後期
高齢者医療広域連合」という。）、医療関係者そ
の他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を
果たすものとする。

（保険者の責務）

第五条 保険者は、加入者の高齢期における健
康の保持のために必要な事業を積極的に推進する
等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用
負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の
給付等を行うために必要な制度を設け、もつて
国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る
ことを目的とする。

（基本的理念）

第一条 国民は、自助と連帯の精神に基づき、自
ら加齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して常
に健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の
医療に要する費用を公平に負担するものとする。
（国の責務）

第二条 国は、国民の高齢期における医療に要す
る費用の適正化を図るために取組が円滑に実施
され、高齢者医療制度（第三章に規定する前期
期間に規定する前期高齢者医療の確保に関する
法律）において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第七百九
号）

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律
第百二十八号）

第二章 医療費適正化の推進

第一節 医療費適正化計画等

第八条 厚生労働大臣は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療に要する費用の適正化（以下「医療費適正化」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（以下「医療費適正化基本方針」という。）を定めるとともに、六年ごとに、六年を一期として、医療費適正化を推進するための計画（以下「全国医療費適正化計画」という。）を定めるものとする。

2 医療費適正化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
医療費適正化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。第一次第一項に規定する都道府県医療費適正化計画において定めるべき目標に係る参酌すべき標準その他の当該計画の作成に当たつて指針となるべき基本的な事項

3 医療に要する費用の調査及び分析に関する基本的な事項
四 前三号に掲げるもののほか、医療費適正化の推進に関する重要な事項
五 医療費適正化基本方針、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百六条第一項に規定する基本指針及び健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第七条第一項に規定する基本方針と調和が保たれたものでなければならない。正化の推進のために国が達成すべき目標に関する事項を定めるものとする。

一 国民の健康の保持の推進に関し、医療費適正化の推進のために国が達成すべき目標に関する事項
二 医療の効率的な提供の推進に関する事項
三 厚生労働大臣は、医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

四 第一号及び第二号の目標を達成するための関係者の連携及び協力を図り、各都道府県の医療計画（医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同様）

じ。）に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能（同法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）の分化及び連携の推進の成果に関する事項

六 前号に掲げる事項、第一号及び第二号の目標を達成するための国民の健康の保持の推進能をいう。以下同じ。の分化及び連携の推進の成果に関する事項

七 計画の達成状況の評価に関する事項
八 前各号に掲げるもののほか、医療費適正化の推進のために必要な事項

5 厚生労働大臣は、前項第一号から第三号までに掲げる事項を定めるに当たつては、病床の機能の分化及び連携の推進、医療法第六条の三第一項に規定するかかりつけ医機能（次条第四項において「かかりつけ医機能」という。）の確保並びに地域における医療及び介護の総合的な施設を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能の分化及び連携の推進の成果に関する事項

6 厚生労働大臣は、前項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第一号及び第二号の目標を達成するための住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み（第十一条第七項において「国に医療に要する費用の目標」という。）に関する事項

7 厚生労働大臣は、前項第一号から第三号までに掲げる事項を定めるに当たつては、病床の機能の分化及び連携の推進、医療法第六条の三第一項に規定するかかりつけ医機能（次条第四項において「かかりつけ医機能」という。）の確保並びに地域における医療及び介護の総合的な施設を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能の分化及び連携の推進の成果に関する事項

8 厚生労働大臣は、前項第一号から第三号までに掲げる事項を定めるに当たつては、病床の機能の分化及び連携の推進、医療法第六条の三第一項に規定するかかりつけ医機能（次条第四項において「かかりつけ医機能」という。）の確保並びに地域における医療及び介護の総合的な施設を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能の分化及び連携の推進の成果に関する事項

9 厚生労働大臣は、医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び第百五十七条の二第一項の保険者協議会（第十項及び第十二条第一項において「保険者協議会」という。）に協議しなければならない。

10 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県医療費適正化計画の作成の手法その他都道府県医療費適正化計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。（厚生労働大臣の助言）

第十二条 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県医療費適正化計画の作成の手法その他都道府県医療費適正化計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。（計画の進捗状況の公表等）

2 都道府県は、都道府県医療費適正化計画（以下「都道府県医療費適正化計画」という。）を定めるものとする。
都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項

3 当該都道府県の医療計画に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる医療に要する費用の見込み（第十一条第七項において「国に医療に要する費用の目標」という。）に関する事項

4 都道府県は、第二項第一号及び第二号並びに前項第一号及び第二号の目標を達成するための保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者の連携及び協力を図るに当たつては、前項第一号に掲げる事項を定めるに当たつては、当該都道府県における病床の機能の分化及び連携の実施に関しても必要があると認めるときは、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者に対しても必要な協力を求めることができる。

5 都道府県が、前項の規定により保険者又は後期高齢者医療広域連合に対して必要な協力を求める場合においては、保険者協議会を通じて協力を求めることができる。

6 都道府県が、前項の規定により保険者又は後期高齢者医療広域連合に対して必要な協力を求める場合においては、保険者協議会を通じて協力を求めることができる。

7 都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。（厚生労働大臣の助言）

8 都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。（厚生労働大臣の助言）

9 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、年度（毎年四月一日から翌年三月三十日までをいう。以下同じ。）次項の規定による結果の公表及び次条第一項の評価を行つた年度を除く。）ごとに、都道府県医療費適正化計画の進捗状況を公表するよう努めるものとする。

10 都道府県は、次期の都道府県医療費適正化計画の作成に資するため、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県医療費適正化計画の期（以下この項及び第四項において「計画期間」という。）の終了の日の属する年度において、当該計画期間における当該都道府県医療費

県における医療に要する費用その他厚生労働省令で定める事項を踏まえるものとする。
都道府県医療費適正化計画は、医療計画、介護保険事業支援計画及び健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画と調和が保たれたものでなければならぬ。
都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び第百五十七条の二第一項の保険者協議会（第十項及び第十二条第一項において「保険者協議会」という。）に協議しなければならない。

2 都道府県は、都道府県医療費適正化計画（以下「都道府県医療費適正化計画」という。）を定めるものとする。
都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項

3 当該都道府県の医療計画に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる医療に要する費用の見込み（第十一条第七項において「国に医療に要する費用の目標」という。）に関する事項

4 都道府県は、第二項第一号及び第二号並びに前項第一号に掲げる事項を定めるに当たつては、当該都道府県における病床の機能の分化及び連携の実施に関しても必要があると認めるときは、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者に対しても必要な協力を求めることができる。

5 都道府県が、前項の規定により保険者又は後期高齢者医療広域連合に対して必要な協力を求める場合においては、保険者協議会を通じて協力を求めることができる。

6 都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。（厚生労働大臣の助言）

7 都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。（厚生労働大臣の助言）

8 都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。（厚生労働大臣の助言）

9 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、年度（毎年四月一日から翌年三月三十日までをいう。以下同じ。）次項の規定による結果の公表及び次条第一項の評価を行つた年度を除く。）ごとに、都道府県医療費適正化計画の進捗状況を公表するよう努めるものとする。

10 都道府県は、次期の都道府県医療費適正化計画の作成に資するため、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県医療費適正化計画の期（以下この項及び第四項において「計画期間」という。）の終了の日の属する年度において、当該計画期間における当該都道府県医療費

用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名医療保険等関連情報を消去しなければならない。

(安全管理措置)

第十六条の五 匿名医療保険等関連情報利用者は、匿名医療保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名医療保険等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならぬ。

(利用者の義務)

第十六条の六 匿名医療保険等関連情報利用者は、匿名医療保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(立入検査等)

第十六条の七 厚生労働大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、匿名医療保険等関連情報利用者（國の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは匿名医療保険等関連情報利用者の事務所その他事業所に立ち入り、匿名医療保険等関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(是正命令)

第十六条の八 厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者が第十六条の三から第十六条の六までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(支払基金等への委託)

第十七条 厚生労働大臣は、第十六条第一項に規定する調査及び分析並びに第十六条の二第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は、当該支払基金（以下「支払基金等」という。）に委託す

ることができる。

第十七条の二 匿名医療保険等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を

国（前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が第十六条の二第一項の規定による匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合には、支払基金等）に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第一項の規定により支払基金等に納められた手数料は、支払基金等の収入とする。

第二節 特定健康診査等基本指針

第十八条 厚生労働大臣は、特定健康診査（糖尿病その他の病）の実施に関する健康診査をいう。（特定健康診査等基本指針）

第十九条 保険者（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「国民健康保険」という。））にあつては、市町村（以下この節並びに第二十五条の三第一項及び第四項において同じ。）は、特定健康診査等基本指針に即して、六年ごとに、六年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとする。

5 厚生労働大臣は、特定健康診査等基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(特定健康診査等実施計画)

第二十条 保険者は、特定健康診査等実施計画における事項を定めるものとする。

1 特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項

2 特定健康診査等の実施及びその成果に関する事項

3 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

（特定健康診査等実施計画を定めるものとする。）

2 特定健康診査等基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項

2 特定健康診査等の実施及びその成果に関する事項

3 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

（特定健康診査等実施計画を定めるものとする。）

2 特定健康診査等基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等基本指針」という。）の実施方法に関する事項

2 特定健康診査等基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等基本指針」という。）の実施方法に関する事項

2 特定健康診査等基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項

2 特定健康診査等の実施及びその成果に係る基本的な事項

3 前二号に掲げるもののほか、次条第一項に規定する特定健康診査等実施計画の作成に関する重要な事項

2 特定健康診査等基本指針は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

3 特定健康診査等基本指針は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

4 厚生労働大臣は、特定健康診査等基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 厚生労働大臣は、特定健康診査等基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(特定健康診査等実施計画)

第二十二条 保険者は、第二十条の規定により特定健康診査を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査に関する記録の送付を受けた場合又は第二十七条第四項の規定により特定健康診査、第二百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは健康診断に関する記録の写しの提供を受けた場合においても、同様と

する。

(特定健康診査にに関する記録の保存)

第二十三条 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、特定健康診査を受けた加入者に対し、当該特定健康診査の結果を通知しなければならない。第二十六条第二項の規定により、特定健康診査に関する記録の送付を受けた場合においても、同様とする。

(特定保健指導)

第二十四条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、特定保健指導を行うものとする。

(特定保健指導に関する記録の保存)

第二十五条 保険者は、前条の規定により特定保健指導を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定保健指導に関する記録を保存しなければならない。次条第二項の規定により特定保健指導に関する記録の送付を受けた場合又は第二十七条规定により特定保健指導に関する記録の送付を受けた場合又は第二十七条第四項の規定により特定保健指導に関する記録の送付を受けた場合においても、同様とする。

(他の保険者の加入者への特定健康診査等)

第二十六条 保険者は、その加入者の特定健康診査等の実施に支障がない場合には、他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しの提供を受けた者に対し、厚生労働省令で定めるところによ

る健康診断を実施する責務を有する者（以下「事業者等」という。）は、当該健康診断の実施を保険者に對し委託することができる。この場合において、保険者は、当該特定健康診査又は特定保健指導を受けた者に対し、厚生労働省令で定めるところに

2 より、当該特定健康診査又は特定保健指導に要する費用を請求することができる。

3
加入者に対し特定健康診査又は特定保健指導を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査又は特定保健指導に関する記録を、速やかに、その者が現に加入する当該他の保険者に送付しなければならない。
保険者は、その加入者が、第一項の規定によつて、他の保険者が実施する特定健康診査又は特定保健指導を受けたときは、当該記録を、速やかに、その者が現に加入する当該他の保険者に送付しなければならない。

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療玄成重合又は事業者等は、厚生労働省内で守ら

第三十一条 第十八条第一項、第二十条、第二十
一条第一項、第二十二条から第二十五条まで
第二十六条第二項、第二十七条第三項及び第四
項並びに第二十八条に規定する厚生労働省令は、
健康増進法第九条第一項に規定する健康診
査等指針と調和が保たれたものでなければなら
ない。

じ、当該各号に定める額とする。
一 被用者保険等保険者 イ及びロに掲げる額
の合計額
イ (1) 及び (2) に掲げる額の合計額か
ら (3) に掲げる額を控除して得た額(当
該額が零を下回る場合には、零とする。)
の三分之二に相当する額

区域適合又は事業者等は、厚生労働省令で定められたところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

第三章 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整

(1)の三分の一未満である旨
当該年度における当該保険者に係る調査
整対象給付費見込額

4 康診査又は特定保健指導に要する費用として相
当な額を支給する。

第一項及び前項の規定にかかわらず、保険者
は他の保険者と協議して、当該他の保険者の加入
者に係る特定健康診査又は特定保健指導の費
用の請求及び支給の取扱いに關する別段の定め

第二十八条 保険者は、特定健診検査等について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに對し、その実施を委託することができる。この場合において、保険者は、受託者に対し、委託する特定健診検査等の実施に必要な範囲内に於ける

第三十二条 支払基金は、各保険者（国民健康保険）にあつては、都道府県。以下この章においては、同じ。に係る加入者の数に占める前期高齢者（六十歳以上）である加入者（六十歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後である加入者であつて、七

(2) 当該年度における当該保険者に係る第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を同年度における当該保険者に係る第二百二十条第一項各号の概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額に、同年度における当該保険者に係る加入者の見込み

（特定健康診査等に関する記録の提供）
第二十七條 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者の資格を取得した者（国民健康保険にあつては、同一の都道府県の語り方で「年齢の取扱い」に関することができる）が、別紙の定める

てある特定健康診査等の実施に必要な金額について、厚生労働省令で定めるところにより、らが保存する特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しその他必要な情報を提供することができる。

十五歳に達する日の属する月以前であるものその他厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)の数の割合に係る負担の不均衡を調整するため、政令で定めるところにより、保険者に対して、前期高齢者交付金を交付する。

府県内の他の市町村の区域内から住所を変更した被保険者を含む。(次項において同じ。)があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

第二十九条 保険者は、第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者に対して特定健康診査等を実施するに当たつては、前期高齢者である加入者の心身の特性を踏まえつつ、介護保険法第百五十五条の四十五第一項及び第二項の規定により地域支援事業を行う市町村との適切な連携を図るよう留意するとともに、当該特定健

第三十三条 前条第一項の規定により各保険者に
對して交付される前期高齢者交付金の額は、
該年度の概算前期高齢者交付金の額とする。
ただし、前々年度の概算前期高齢者交付金の額が
納付金の規定により支払基金が徵收する前期高齢者
交付金の規定により充てられる。

2 保険者は、前項に規定するもののほか、特定健康診査の効率的な実施のために、他の保険者、医療機関その他の関係者との連携に努めなければならない。

が、前々年度の概算前期高齢者交付金の額を超過するものとし、前々年度の概算前期高齢者交付金の額を超過する額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を控除して得た額とする。

合が保有している。当該加入者は係る第二十五条第一項に規定する健康診査又は保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

ければならない特定健康診査等の対象者の範囲(市町村の行う特定健康診査等の対象者の範囲) 第二十九条の二 国民健康保険法第三条第一項の市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する被保険者について、この節の規定による事務を

金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額に満たないときは、当該年度の概算前期高齢者交付金の額にその満たない額とその満たない額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を加算して算定する。

第三十条 第二十八条の規定により保険者から特行うものとする。
(秘密保持義務)

2 前項に規定する前期高齢者交付調整金額は、前々年度におけるすべての保険者に係る概算並期高齢者交付金の額と確定前期高齢者交付金の額とし得る額とする。

事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る定期健康診査等の実施の委託を受けた者が法人である場合にあつては、その役員若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、そ

額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。

の実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第三十四条 前条第一項の概算前期高齢者交付金

ころにより算定される額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を乗じて得た額とする。

二 当該保険者の給付（国民健康保険にあつては、都道府県内の市町村の給付）であつて医療保険各法の規定による医疗に関する給付（健康保険法第五十三条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。）のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用（以下「保険者の給付に要する費用」という。）の見込額のうち前期高齢者である加入者に係るものとして厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「前期高齢者給付費見込額」という。）

二 当該保険者が概算基準超過保険者（イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率が、全ての保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額のうち、ロに掲げる額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

イ 一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

ロ 一人平均前期高齢者給付費見込額

第一項各号の概算調整対象基準額は、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額（被用者保険等保険者にあっては、当該額に概算額補正率を乗じて得た額）の合計額に概算加算額を第二号に掲げる額で除して得た率（第六項第一号において「概算報酬調整率」という。）及び概算給付費補正率を乗じて得た額並びに前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算額補正率を乗じて得た額の合計額に概算加入者調整率を乗じて得た額とする。

一 当該保険者に係る標準報酬総額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定

される額（次号並びに第百二十条第一項第一号イ及びロにおいて「標準報酬総額の見込額」という。）を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該保険者に係る加入者の

二　見込数で除して得た額

一　全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬
総額の見込額の合計額を全ての被用者保険等
保険者に係る加入者の見込総数で除して得た
額として厚生労働省令で定めるところにより
算定した額

前二項の概算額補正率は、各被用者保険等保
険者に係る第一号に掲げる額から第二号に掲げ
る額を控除して得た額の合計額が第三号に掲げ
る額から第四号に掲げる額を控除して得た額の
合計額に等しくなるよう厚生労働省令で定める
ところにより算定した率とする。

一　前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算
額に概算加入者調整率を乗じて得た額

二　前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算
額に概算加入者調整率を乗じて得た額

三　被用者保険等保険者を被用者保険等保険者
以外の保険者とみなした場合における前期高
齢者に係る後期高齢者支援金の概算額

四　被用者保険等保険者を被用者保険等保険者
以外の保険者とみなした場合における前期高
齢者に係る後期高齢者支援金の概算額

第五項の概算給付費補正率は、各被用者保険
等保険者に係る第一号に掲げる額の合計額が第
二号に掲げる額の合計額に等しくなるよう厚生
労働省令で定めるところにより算定した率とす
る。

二　第一項各号の調整対象給付費見込額に概算
報酬調整率及び概算加入者調整率を乗じて得
た額

三　第一項各号の調整対象給付費見込額に概算
報酬調整率及び概算加入者調整率を乗じて得
た額

四　第一項各号の調整対象給付費見込額に概算
報酬調整率及び概算加入者調整率を乗じて得
た額

五　第一項、第二項、第三項、第四項、第五項第一号及び第三号並
びに前項各号の概算加入者調整率は、厚生労働
省令で定めるところにより、当該年度における
全ての保険者に係る加入者の見込総数に対する
前期高齢者である加入者の見込総数の割合を同
年度における当該保険者に係る加入者の見込
総数に対する前期高齢者である加入者の見込
数に対する前期高齢者である加入者の見込数の割
合（その割合が同年度における下限割合（同年
度における全ての保険者に係る加入者の見込
総数に対する前期高齢者である加入者の見込
数）と同一の割合）を用いて算定する。

の割合の動向を勘案して政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第七項において同じ。)に満たないときは、下限割合とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される

率とする。

第四項第一号の標準報酬総額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、各年度の当該各号に定める額の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額とする。

一 全国健康保険協会及び健康保険組合 被保險者ごとの健康保険法又は船員保険法に規定する標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額）をいう。)

二 共済組合 組合員ごとの国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

三 日本私立学校振興・共済事業団 加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額

四 国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。）組合員ごとの前三号に定める額に相当するものとして厚生労働省令で定める額

第二項第二号ロの一人平均前期高齢者給付費見込額は、全ての保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額とする。

（確定前期高齢者交付金）

第三十五条 第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 イ及びロに掲げる額の合計額

イ （1）から（3）までに掲げる額の合計額から（4）に掲げる額を控除して得た額

（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の二に相当する額

（1）前々年度における当該保険者に係る調査整対象給付費額

（2）前々年度における当該保険者に係る第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額を同年度における当該保険者に係る第百二十一条第一項各号の確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額に、同年度における当該保険者に係る加入者の数

に対する前期高齢者である加入者の数の割合を基礎として保険者ごとに算定される率を乗じて得た額（以下「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額」とい

(3) 前々年度における当該保険者に係る感染者に関する法律(平成十年法律第百四号)の規定による流行初期医療確保拠出金(以下「流行初期医療確保拠出金」という。)の額のうち前期高齢者である加入者に係るものとして厚生労働省令で定めるところにより算定される額(以下「前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額」という。)

(4) 前々年度における確定調整対象基準額

口 前々年度における当該保険者に係る調整額、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額から同年度における確定報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の三分の一に相当する額

二 被用者保険等保険者以外の保険者 前々年度における当該保険者に係る調整対象給付費額、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額から同年度における確定調整対象基準額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

前項各号の調整対象給付費額は、前々年度、前々年度の初日の属する年の前年の四月一日の属する年度及び前々年度の初日の属する年の前々年の四月一日の属する年度の各年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費額(各年度における第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を、厚生労働省令で定めるところにより算定した各年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数を乗じて得た額とする。)の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額で前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数を乗じて得た額とする。

一 当該保険者の給付に要する費用の額のうち前高齢者である加入者の数を乗じて得た額とする。

(前期高齢者交付金の額の決定、通知等)
第四十二条 支払基金は、各年度につき、年

者に対し交付すべき前期高齢者交付金の額を決定し、当該各保険者に対し、その者に対し交付すべき前期高齢者交付金の額、交付の方法その他必要な事項を通知しなければならない。

前項の規定により前期高齢者納付金等の額が定められた後、前期高齢者納付金等の額を変更する必要が生じたときは、支払基金は、当該各保険者に対し交付すべき前期高齢者納付金等の額を変更する。支払基金は、当該各保険者に対し、変更後の前期高齢者納付金等の額を通知しなければならない。
第43条 支払基金は、各年度につき、各保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額を決定する必要が生じたときは、支払基金は、当該各保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額を決定し、当該各保険者に対し、その者が納付すべき前期高齢者納付金等の額、納付の方法及び納付額を超える場合には、その超える額について、未払の前期高齢者納付金があるときはこれに充當し、なお残余があれば返還させ、未払の交付金がないときはこれを返還させなければならぬ。
前項の規定により前期高齢者納付金等の額が定められた後、前期高齢者納付金等の額を変更する必要が生じたときは、支払基金は、当該各保険者に対し、変更後の前期高齢者納付金等の額を通知しなければならない。
支払基金は、保険者が納付した前期高齢者納付金等の額が、前項の規定による変更後の前期高齢者納付金等の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の前期高齢者納付金等の額を超える場合には、その超える額について、未納の前期高齢者納付金等の額について、同項の規定による通知があるときはこれに充当し、なお残余があれば返還し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

第四十四条 支払基金は、保険者が、納付すべき督促及び滞納処分

期限までに前期高齢者納付金等を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 支払基金は、前項の規定により督促をするときは、当該保険者に対し、督促状を発する。

3 の場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

支払基金は、第一項の規定による督促を受けた保険者がその指定期限までにその督促状に係る前期高齢者納付金等及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、政令で定めるところにより、その徴収を、厚生労働大臣又は都道府県知事に請求するものとする。

(延滞金)

4 前項の規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により処分することができる。

第四十五条 前条第一項の規定により前期高齢者納付金等の納付を督促したときは、支払基金は、その督促に係る前期高齢者納付金等の額に、納付期日につき年十四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る前期高齢者納付金等の額が一千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、前期高齢者納付金等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる前期高齢者納付金等の額は、その納付があつた前期高齢者納付金等の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の前期高齢者納付金等の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第三号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間にに対する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに前期高齢者納付金等を完納したとき。

二 延滞金の額が百円未満であるとき。

三 前期高齢者納付金等について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

（納付の猶予）

第四十六条 支払基金は、やむを得ない事情により、保険者が前期高齢者納付金等を納付する事が著しく困難であると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険者が申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受け、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

2 支払基金は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、猶予に係る前期高齢者納付金等の額、猶予期間その他必要な事項を保険者に通知しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る前期高齢者納付金等につき新たに第四十四条第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求をすることができない。

第四章 後期高齢者医療制度

第一節 総則

（後期高齢者医療）

第四十七条 後期高齢者医療は、高齢者の疾病、負傷又は死亡に關して必要な給付を行うものとする。

（広域連合の設立）

第四十八条 市町村は、後期高齢者医療の事業（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。

（特別会計）

第四十九条 後期高齢者医療広域連合及び市町村は、後期高齢者医療に關する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

第二節 被保険者

（被保険者）

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する七十五歳以上の者

二 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの（適用除外）。

第五十一条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としない。
一 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者
二 前号に掲げるもののほか、後期高齢者医療の適用除外とすべき特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの（資格取得の時期）

第五十二条 後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。
一 当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する者（第五十条第二号の認定を受けた者を除く。）が七十五歳に達したとき。
二 七十五歳以上の者が当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたとき。
三 当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなつた日若しくは第五十条第二号の状態に該当しなくなつた日又は第五十一条第二号に掲げる者に該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなつた日に他の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたときは、その日から、その資格を喪失する。
後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、第五十一条第一号に規定する

者に該当するに至つた日から、その資格を喪失する。

(届出等)

第五十四条 被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を後期高齢者医療広域連合に届け出なければならない。

2 被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する被保険者に代わつて、当該被保険者に係る前項の規定による届出をすることができ

3 被保険者が第六十四条第三項に規定する電子資格確認を受けることができる状況にあるときは、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法であつて厚生労働省令で定めるもの)をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。)による提供を求めることができる。この場合において、当該後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行つた被保険者に対する提供を求めるものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた被保険者に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

4 前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものと提示することにより、第六十一条第三項本文(第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。)又は第七十八条第三項(第八十二条第六項において準用する場合を含む。)の確認を受けることができ

5 被保険者は、当該被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、当該事実を記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場合において、当該後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところ

により、当該書面の交付の求めを行つた被保険者に対する場合は、当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた被保険者に対する場合は、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとする。

(届出等)

第五十五条 被保険者が第六十四条第一号(第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第二十八条の二の規定による付記がされたときに限る。))は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。

6 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の五に規定する届出及び被保険者の資格に関する確認に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。(病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例)

7 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者の資格に関する確認に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例)

第五十五条 次の各号に掲げる入院、入所又は入居(以下この条において「入院等」という。)をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設(以下この条において「病院等」という。)の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者(次条第一項の規定により同項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものと提示することにより、第六十一条の規定にかかるわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。)であつて、当該病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合(当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五十条の規定にかかるわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等(以下この条において「現入院等」という。)に入院等をする直前に入院等をしていていたと認められるものと認めた場合は、当該他の後期高齢者医療広域連合(当該他の後期高齢者医療広域連合から継続して他の病院等に入院等をすること(以下この号において「継続入院等」という。)により当該一の病院等に継続して入院等をしている病院等(以下この号において「現入院等」という。)に入院等をすること(以下この号において「特定住所変更」という。)を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の後期高齢者医療広域連合(現入院病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものと認めた場合は、当該他の後期高齢者医療広域連合(現入院病院等が所在する後期高齢者医療広域連合をいう。)において「特定継続入院等」である。

2 特定継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第五十条の規定にかかるわらず、当該各号に定める後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。当該各号に定める後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。以上この号の規定による入居又は同条第二十五項に規定する特定施設への入居又は同条第二十五項に規定する介護保険施設への入所

四 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の四又は第二十条の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所(同法第十一条第一項第一号又は第二号の規定による入所措置が採られた場合に限りする。)

五 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設への入居又は同条第二十五項に規定する介護保険施設への入所

六 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の五に規定する届出及び被保険者の資格に関する確認に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(病院又は診療所への入院)

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二号)

3 前二項の規定の適用を受ける被保険者が入院等をしている病院等は、当該病院等の所在する

十三号) 第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の主務省令で定める施設への入所

三 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の園の設置による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第二十八条の二の規定による付記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。

四 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の四又は第二十条の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所(同法第十一条第一項第一号又は第二号の規定による入所措置が採られた場合に限りする。)

五 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設への入居又は同条第二十五項に規定する介護保険施設への入所

六 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の五に規定する届出及び被保険者の資格に関する確認に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(病院又は診療所への入院)

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二号)

3 前二項の規定の適用を受ける被保険者が入院等をしている病院等は、当該病院等の所在する

十三号) 第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の主務省令で定める施設への入所

三 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の園の設置による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第二十八条の二の規定による付記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。

四 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の四又は第二十条の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所(同法第十一条第一項第一号又は第二号の規定による入所措置が採られた場合に限りする。)

五 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設への入居又は同条第二十五項に規定する介護保険施設への入所

六 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の五に規定する届出及び被保険者の資格に関する確認に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(病院又は診療所への入院)

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二号)

3 前二項の規定の適用を受ける被保険者が入院等をしている病院等は、当該病院等の所在する

十三号) 第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の主務省令で定める施設への入所

三 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の園の設置による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第二十八条の二の規定による付記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。

四 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の四又は第二十条の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所(同法第十一条第一項第一号又は第二号の規定による入所措置が採られた場合に限りする。)

五 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設への入居又は同条第二十五項に規定する介護保険施設への入所

六 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の五に規定する届出及び被保険者の資格に関する確認に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(病院又は診療所への入院)

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二号)

3 前二項の規定の適用を受ける被保険者が入院等をしている病院等は、当該病院等の所在する

(他の法令による医療に関する給付との調整)

第五十七条 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費の支給は、被保険者の該疾病又は負傷につき、労働者災害補償法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付、複数事業労働者療養給付若しくは疗養給付、(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第一百九十一号)の規定において準用する場合を含む。)の規定による療養補償、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百二十一号)若しくは同法に基づく条例の規定による療養補償その他の政令で定める法令に基づく医療に関する給付を受けることができる場合(以下「後期高齢者医療広域連合」)は、前項に規定する場合又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われた場合には、行わない。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する場合における給付が医療に関する現物給付である場合において、その給付に関し一部負担金の支払若しくは実費徴収が行われ、かつ、その一部負担金若しくは実費徴収の額が、その給付がこの法律による療養の給付として行われたものとした場合におけるこの法律による一部負担金の額を超えるとき、又は同項に規定する法令(介護保険法を除く。)による給付が医療費の支給である場合において、その支給額が、当該療養額を超えるときは、後期高齢者医療広域連合は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国保連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

(不正利得の徴収等)

3 前項の場合において、保険医療機関等(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関(以下「保険医療機関」という。)又は保険薬局をいう。以下同じ。)について当該療養を受けたときは、後期高齢者医療広域連合は、前項の規定により被保険者に支給すべき額の限度において、当該被保険者が保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定により保険医療機関等に対しても支払われたときは、その限度において、被保険者に対し第二項の規定による支給が行われたものとみなす。

第五十八条 後期高齢者医療広域連合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付(前条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)を行つたときは、その後期高齢者医療給付の価額(当該後期高齢者医療給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に關し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。)の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 後期高齢者医療給付において、後期高齢者医療給付を受けた者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、後期高齢者医療広域連合は、その価額の限度において、後期高齢者医療給付を行う責めを免れる。

3 後期高齢者医療広域連合は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国保連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に對し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

(損害賠償請求権)

第二款 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給

第一目 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の支給

第六十条 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付に關して必要があると認めるとときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給又は手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができることとする。

第六十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療給付に關して必要があると認めるとときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給又は手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができることとする。

第六十二条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の疾病又は負傷に關しては、次に掲げる療養の給付を行ふ。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護(以下「長期入院療養」という。)を除く。)と併せて行うもの(以下「食事療養」という。)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護(以下「長期入院療養」という。)を除く。)と併せて行うもの(以下「食事療養」という。)

2 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養(長期入院療養に限る。)と併せて行うもの(以下「生活療養」という。)

イ 食事の提供である療養

ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養(次号の患者申出療養を除く。)として厚生労働大臣が定めるもの(以下「評価療養」という。)

四 高度の医療技術を用いた療養であつて、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「患者申出療養」という。)

四項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に對し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

(文書の提出等)

第六十四条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の疾病又は負傷に關しては、次に掲げる療養の給付を行ふ。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護(以下「長期入院療養」という。)を除く。)と併せて行うもの(以下「食事療養」という。)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護(以下「長期入院療養」という。)を除く。)と併せて行うもの(以下「食事療養」という。)

2 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養(長期入院療養に限る。)と併せて行うもの(以下「生活療養」という。)

イ 食事の提供である療養

ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養(次号の患者申出療養を除く。)として厚生労働大臣が定めるもの(以下「評価療養」という。)

四 高度の医療技術を用いた療養であつて、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「患者申出療養」という。)

四項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けたときは、当該被保険者が保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第六十五条 租税その他の公課は、後期高齢者医療給付として支給を受けた金品を標準として課することができない。

(租税その他の公課の禁止)

第六十六条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第六十七条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第六十八条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第六十九条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第七十条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第七十一条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第七十二条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第七十三条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第七十四条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第七十五条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第七十六条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第七十七条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第七十八条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第七十九条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第八十条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第八十一条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第八十二条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第八十三条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第八十四条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第八十五条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第八十六条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第八十七条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第八十八条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第八十九条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第九十条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第九十一条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第九十二条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第九十三条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第九十四条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第九十五条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第九十六条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第九十七条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第九十八条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第九十九条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第一百条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第一百一条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第一百二条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第一百三条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第一百四条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第一百五条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第一百六条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第一百七条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第一百八条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第一百九条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

(租税その他の公課の禁止)

第一百十条 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。

3 五 被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）

被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者から第七十八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、後期高齢者医療広域連合に対し個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号）の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等による地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第八百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報書を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、後期高齢者医療広域連合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であるとの確認を受けることをいう。（以下同じ。）その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であるとの確認を受け、第一項の給付を受け得るものとのとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

4 第二項第四号の申出は、厚生労働大臣が定めるところにより、厚生労働大臣に対し、当該申出に係る療養を行う医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院（保険医療機関のあるものに限る。）の開設者の意見書その他必要な書類添えて行うものとする。

5 厚生労働大臣は、第二項第四号の申出を受けた場合は、当該申出について速やかに検討を加え、当該申出に係る療養が同号の評価を行うこととが必要な療養と認められる場合には、当該療養を患者申出療養として定めるものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の規定により第二項第四号の申出に係る療養を患者申出療養として定めることとした場合には、その旨を当該申出を行つた者に速やかに通知するものとする。

厚生労働大臣は、第五項の規定により第二項
第四号の申出について検討を加え、当該申出に
係る療養を患者申出療養として定めないことと
した場合には、理由を付して、その旨を当該申
出を行つた者に速やかに通知するものとする。
(保険医療機関等の責務)

第六十五条 保険医療機関等又は保険医等(健康
保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬
剤師をいう。以下同じ。)は、第七十一条第一
項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準
に従い、後期高齢者医療の療養の給付を取り扱
い、又は担当しなければならない。

(厚生労働大臣又は都道府県知事の指導)

第六十六条 保険医療機関等は療養の給付に關
し、保険医等は後期高齢者医療の診療又は調剤
に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導
を受けなければならない。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の指
導をする場合において、必要があると認めるとき
は、診療又は調剤に関する学識経験者をその
関係団体の指定により立ち会わせるものとする。
ただし、関係団体が指定を行わない場合又
は指定された者が立ち会わない場合は、この限
りでない。

(一部負担金)

第六十七条 第六十四条第三項の規定により保険
医療機関等について療養の給付を受ける者は、
その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の
区分に応じ、当該給付につき第七十条第二項又
は第七十一条第一項の療養の給付に要する費用
の額の算定に関する基準により算定した額に當
該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負
担金として、当該保険医療機関等に支払わなけ
ればならない。

一次号及び第三号に掲げる場合以外の場合
百分の十

二 当該療養の給付を受ける者又はその属する
世帯の他の世帯員である被保険者その他政令
で定める者について政令で定めるところによ
り算定した所得の額が前号の政令で定める額
を超える政令で定める額以上である場合 百分
分の三十

保険医療機関等は、前項の一部負担金（第六十九条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることを努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第六十八条 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨てて、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

第六十九条 後期高齢者医療広域連合は、災害その他に厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関等に第六十一条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

- 一　一部負担金を減額すること。
- 二　一部負担金の支払を免除すること。
- 三　保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

前項の措置を受けた被保険者は、第六十七条第一項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うことをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。

前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

(保険医療機関等の診療報酬)

第七十条 後期高齢者医療広域連合は、療養の給付に関する費用を保険医療機関等に支払うものとし、保険医療機関等が療養の給付に關し後期高齢者医療広域連合に請求することができる費用の額は、次条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に關して当該保険医療機関等に支払われるべき一部負担金に相当する額を控除した額とする。

後期高齢者医療広域連合は、都道府県知事の認可を受け、保険医療機関等との契約により、

付にかかる医療機関等において行われる療養の給付に関する前項の療養の給付に要する費用につき、同項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができる。

3 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、次条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び前項の定めに照らして審査した上、支払うものとする。

4 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を支払基金又は国保連合会に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた国保連合会は、当該委託を受けた審査に関する事務のうち厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係るものと、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）に委託することができる。

6 前項の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に関する事務の委託を受けた指定法人は、当該診療報酬請求書の審査を厚生労働省令で定める要件に該当する者に行わせなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、保険医療機関等の療養の給付に関する費用の請求に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(療養の給付に関する基準)

第七十二条 療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聽いて定めるものとする。

2 中央社会保険医療協議会は、社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第二条の規定にかかるわらず、前項の規定により中央社会保険医療協議会の意見を聽いて定めるものとする。

第七十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業員であつた者（以下この項において「開設者」であることがあることができる。

あつた者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者等について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十六条の七第二項及び第六十六条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第十六条の七第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

都道府県知事は、保険医療機関等につきこの法律の規定による療養の給付に関し健康保険法第八十条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医等につきこの法律の規定による診療若しくは調剤に関し健康保険法第八十一条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(健康保険法の準用)

第七十三条 健康保険法第六十四条の規定は、この法律の規定による療養の給付について準用する。

(入院時食事療養費)

第七十四条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者(長期入院療養を受ける被保険者(次条第二項において「長期入院被保険者」という。)を除く。以下この条において同じ。)が、保険医療機関等(保険薬局を除く。以下この条及び次条において同じ。)のうち自己の選定するものについて第六十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、当該被保険者に対し、入院時食事療養費を支給する。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている場合は、この限りでない。

入院時食事療養費の額は、当該食事療養について、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から、平均的な家計における食事療養費の状況及び特定介護保険施設等(介護保険法第五十一条の三第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。)における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、食事療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

4 保険医療機関等及び保険医等（保険薬剤師を除く。次条第四項において同じ。）は、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、入院時食事療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

5 被保険者が保険医療機関等について食事療養を受けたときは、後期高齢者医療広域連合は、その被保険者が当該保険医療機関等に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し入院時食事療養費の支給があつたものとみなす。

7 保険医療機関等は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収書を交付しなければならない。

8 厚生労働大臣は、第二項の規定による基準及び第四項に規定する入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聽かなければならぬ。

9 第七十二条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

10 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで及び第七十二条の規定は、保険医療機関等について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（入院時生活療養費）

掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、当該長期入院被保険者に対し、入院時生活療養費を支給する。ただし、当該長期入院被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

1 入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法第五十五条の三第一項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費用の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

2 厚生労働大臣は、生活療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

3 保険医療機関等及び保険医等は、厚生労働大臣が定める入院時生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

4 第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定による基準及び前項に規定する入院時生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

6 第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

7 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七项まで、第七十二条及び前条第五項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十六条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が、自己の選定する保険医療機関等について、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、当該被保険者に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

二 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合計額、当該療養に生活療養が含まれるとときは当該額及び第三号に掲げる額の合計額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第六十七条各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第六十九条第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除了した額

二 当該食事療養につき第七十四条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除了した額

三 当該生活療養につき前条第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除了した額

四 厚生労働大臣は、評価療養（第六十四条第二項第三号に規定する高度の医療技術に係るもの及び担当に関する基準に従い、保険外併用療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

基準並びに前項に規定する保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聽かなければならない。第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七项まで、第七十二条及び第七十四条第五項から第七项までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養、患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十八条の規定は、前項の規定により準用する第七十四条第五項の場合において当該療養費付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行つことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、後期高齢者医療広域連合がやむを得ないものと認めるとときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

3 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、後期高齢者医療広域連合が定める。

4 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第七十一条第二項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第七十四条第二項の規定を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第七十五条第二項の規定を、保険料併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

第二日

訪問看護療養費の支給

（訪問看護療養費）

第七十八条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が指定訪問看護事業者から当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第八十八条第一項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある被保険者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をする。以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、当該被保険者に対し、当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている場合は、この限りでない。

2 前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 被保険者が指定訪問看護を受けようするとときは、厚生労働省令で定めることにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を受けるものとする。

4 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護による平均訪問看護費用額（指定訪問看護に要する平均的な費用の額をいう。）を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付について第六十九条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除したものとする。

5 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

6 第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

7 後期高齢者医療広域連合は、指定訪問看護事業者から訪問看護療養費の請求があつたときは、第四項の厚生労働大臣が定める基準及び次条第一項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

8 第七十三条第四項から第七項まで及び第七十四条第五項から第七項までの規定は、指定訪問看護事業者について受けた指定訪問看護及びこれに伴う訪問看護療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 第六十八条の規定は、前項において準用する第七十四条第五項の場合において第四項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

10 指定訪問看護は、第六十四条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

11 前各項に規定するもののほか、第四項の厚生労働大臣が定める算定方法の適用及び指定訪問看護事業者の訪問看護療養費の請求に関する必要な事項は、政令で定める。（指定訪問看護の事業の運営に関する基準）

2 第七十九条 指定訪問看護事業者は、前項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準については、厚生労働大臣が定める。

2 指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従い、高齢者の心身の状況等に応じて適切な指定訪問看護事業者の訪問看護療養費の請求に関する必要な事項は、政令で定める。

する援護に関する法律（平成六年法律第二百七十九号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる被保険者を除く。以下の条において「保険料滞納者」という。が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第九十二条第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（次項、第四項及び第五項において「療養の給付等」という。）に代えて、特別療養費を支給する。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納者が当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護を受けたときは、当該事業者から指定訪問看護を受けたとき、後期高齢者医療広域連合は、第一項又は前項本文の規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納者に対し、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。

3 後期高齢者医療広域連合は、第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納者

が滞納している保険料を完納した場合若しくはその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合又は当該被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた場合において、これらの場合に該当する被保険者が保険機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該被保険者に対し、療養の給付等を行なう旨を通知するものとする。

6 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定により療養の給付等を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する場合に該当する被保険者に対し、当該被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、療養の給付等を行う旨を通知するものとする。

7 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十五条、第六十六条、第七十条第二項、第七十二条、第七十四条第七項（第七十七条第八条第八項において準用する場合を含む。）、第七十六条第二項、第七十八条第三項、第七十九条第二項、第八十条及び前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養又は指定訪問看護及びこれらに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 第一項又は第二項本文の規定の適用を受けていない保険料滞納者がこれらの規定の適用を受けていないとすれば第七十七条第一項の規定が適用されることとなるときは、後期高齢者医療広域連合は、療養費を支給することができる。

9 第七十七条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による療養費について準用する。この場合において、同条第四項中「受けるべき場合」とあるのは、「受けることができる場合」と読み替えるものとする。

第四目 移送費の支給

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第八十三条	第四目 移送費の支給
	後期高齢者医療広域連合は、被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養費及び特別療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。
2	前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。
第三款 高額療養費及び高額介護合算	
（高額療養費）	療養費の支給
第八十四条	後期高齢者医療広域連合は、療養の給付につき支払われた第六十七条に規定する一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この条において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第五十七条第二項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額療養費を支給する。
（高額介護合算療養費）	
第八十五条	後期高齢者医療広域連合は、一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第五十二条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第六十二条第一項に規定する介護予防サービス費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額介護合算療養費を支給す

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第四款 第八十六条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の死亡に關しては、条例の定めるところによつて、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

第五款 第八十七条 後期高齢者医療給付の制限が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、若しくは負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この款において「療養の給付等」という。）は、行わない。

第八十八条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不¹行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

第八十九条 被保険者又は被保険者であつた者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合には、その期間に係る療養の給付等は、行わない。

第九十条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わないとときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。

第九十一条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は後期高齢者医療給付を受ける者が、正当な理由がなく第六十条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

第九十二条 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付を受けることができる被保険者が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合

(後期高齢者交付金の減額)

第一百一条 厚生労働大臣は、後期高齢者医療広域連合が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合は、後期高齢者医療広域連合が支出すべき経費を不当に支出した場合には、支払基金に対し、前条第一項の規定により当該後期高齢者医療広域連合に対する同項の後期高齢者交付金の額を減額することができる。

前項の規定により減額する額は、不当に確保しなかつた額又は不当に支出した額を超えることができない。

(国への補助)

第一百二条 国は、第九十三条、第九十五条及び第一百六十六条に規定するものほか、予算の範囲内において、後期高齢者医療に要する費用の一部を補助することができる。

(都道府県、市町村及び後期高齢者医療広域連合の補助及び貸付け)

第一百三条 都道府県、市町村及び後期高齢者医療広域連合は、第九十六条、第九十八条、第九十九条及び第一百六十六条第五項に規定するものほか、後期高齢者医療に要する費用に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる。

(保険料)

第一百四条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金、第百十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（第三項及び第一百六十六条第二項において「流行初期医療確保拠出金等」という。）並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

(保険料)

第一百五条 市町村は、後期高齢者医療広域連合の規約で定めるところにより、当該年度の初日とする。

(賦課期日)

第一百六条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

(保険料の徴収の方法)

第一百七条 市町村による第一百四条の保険料の徴収については、特別徴収（市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者（政令で定める者を除く。）から老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）に保険料を徴収させ、かつその徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が、保険料を課せられた被保険者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に対し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）第二百三十二条の四の規定を準用する。

(地方税法の準用)

第一百十二条 保険料その他の章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第九条、第十三条の二、第二十条、第二十条の二及び第二十条の四の規定を準用する。

(滞納処分)

第一百十三条 市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他この章の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

2 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたつて均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、政令で定める基準に従つて

別に後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課することができる。

(普通徴収に係る保険料の納付義務)

第一百八条 被保険者は、市町村がその者の保険料の見通し、国庫負担並びに第百条第一項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね二年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

（普通徴収に係る保険料の納付の委託）

第一百九条 被保険者は、市町村が当該世帯に属する被保険者の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において、当該保険料を連帶して納付する義務を負う。

（普通徴収に係る保険料の納期）

第一百十条 介護保険法第三十四条から第百四十一条の二までの規定は、第百七条の規定により行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合の規約で定めるところにより、当該保険料を連帶して納付する義務を負う。

（介護保険法の準用）

第一百九条 普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期は、市町村の条例で定める。

第一百十五条 この款に規定するもののほか、保険料の賦課額その他の保険料の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従つて後期高齢者医療連合の条例で定める。

(条例等への委託)

第一百四十四条 市町村は、普通徴収の方法によつて収入を確保する保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により指定する者に委託することができる。

(保険料の徴収の委託)

第一百五十五条 この款に規定するもののほか、保険料の賦課額その他の保険料の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従つて後期高齢者医療連合の条例で定める。

（保険料の徴収の委託）

第一百五十六条 都道府県は、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。

（第二款 財政安定化基金）

第一百五十七条 都道府県は、後期高齢者医療連合の条例で定める。

第一百五十六条 都道府県は、後期高齢者医療連合の条例で定める。

(第二款 財政安定化基金)

第一百五十七条 都道府県は、後期高齢者医療連合の条例で定める。

（第二款 財政安定化基金）

第一百五十八条 都道府県は、後期高齢者医療連合の条例で定める。

(第二款 財政安定化基金)

第一百五十九条 この款に規定するもののほか、保険料の賦課額その他の保険料の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従つて後期高齢者医療連合の条例で定める。

(第二款 財政安定化基金)

第一百六十条 この款に規定するもののほか、保険料の賦課額その他の保険料の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従つて後期高齢者医療連合の条例で定める。

(第二款 財政安定化基金)

第一百六十一条 この款に規定するもののほか、保険料の賦課額その他の保険料の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従つて後期高齢者医療連合の条例で定める。

(第二款 財政安定化基金)

き、高齢者保健事業の一部について、当該後期高齢者医療広域連合に加入する市町村に対し、その実施を委託することができるものとし、当該委託を受けた市町村は、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、その実施に関する情報の提供

五百二十五条の三 後期高齢者医療広域連合及び前条第一項前段の規定により当該後期高齢者医療広域連合から委託を受けた市町村は、当該後期高齢者医療広域連合の被保険者の資格を取得した者（保険者に加入していたことがある者に限る。）があるときは、当該被保険者が加入していいた保険者に対し、当該保険者が保存している当該被保険者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

後期高齢者医療広域連合は、被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析を行い、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、必要があると認めるときは、市町村及び他の後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る療養に関する情報若しくは健康診査若しくは保健指導に関する記録の写し若しくは特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し、国民健康保険法の規定による療養に関する情報又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報をいふ。以下この条及び次条において同じ。）そのために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。

3 市町村は、前条第一項前段の規定により、後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業の委託を受けた場合であつて、被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析を行い、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報をとして厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。

4 前三项の規定により、記録の写し又は情報の提供を求められた保険者並びに市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写し又は情報を提供しなければならない。

5 前条第一項前段の規定により委託を受けた市町村は、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた記録の写し又は情報に加え、自らが保有する当該被保険者に係る特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、国民健康保険法の規定による療養に関する情報又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報併せて活用することができる。

(高齢者保健事業の関係機関又は関係団体への委託)

第一百二十五条の四 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業の一部について、高齢者保健事業を適切かつ確実に実施することができると認められる関係機関又は関係団体(都道府県及び市町村を除く。以下この条において同じ。)に対し、その実施を委託することができる。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた関係機関又は関係団体に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する、又は前条第四項の規定により提供を受けた被保険者に係る療養及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

切かつ確実に実施することができると認められる關係機関又は関係団体に対し、その実施を委託することができる。この場合において、市町村は、当該委託を受けた關係機関又は関係団体に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する、又は同項後段若しくは前条第四項の規定により提供を受けた被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

第一項前段又は前項前段の規定により委託を受けた關係機関又は関係団体の役員若しくは職員又はこれらに職にあつた者は、高齢者保健事業の実施に關して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第六節 後期高齢者医療診療報酬審査委員会

(審査委員会)

第一百二十六条 第七十一条第四項の規定による委託を受けて診療報酬請求書の審査を行うため、国保連合会に後期高齢者医療診療報酬審査委員会を置く。

前項の規定にかかわらず、国民健康保険法第八十七条に規定する審査委員会を置く国保連合会は、当該審査委員会において後期高齢者医療に係る診療報酬請求書の審査を行うことができる。

(国民健康保険法の準用)

第一百二十七条 国民健康保険法第八十八条から第九十条までの規定は、後期高齢者医療診療報酬審査委員会について準用する。

第七節 審査請求

(審査請求)

第一百二十八条 後期高齢者医療給付に関する処分(第五十四条第三項及び第五項の規定による求めに対する処分を含む)又は保険料その他この章の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができる。

前項の審査請求は、時効の完成猶予及び新規の規定によつては、裁判上の請求とみなす。

(審査会の設置)

第一百二十九条 後期高齢者医療審査会は、各都道府県に置く。

(国民健康保険法の準用)

第一百三十条 国民健康保険法第九十三条から第一百三十三条までの規定は、後期高齢者医療審査会について準用する。

いて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八節 高齢者保健事業等に関する援助等

第一百三十二条 国保連合会及び指定法人は、後期高齢者医療の運営の安定化を図るため、後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業及び第百二十五条第五項に規定する事業、後期高齢者医療給付に要する費用の適正化のための事業その他の事業（以下この条において「高齢者保健事業等」という。）に関する調査研究及び高齢者保健事業等の実施に係る後期高齢者医療広域連合間（国保連合会においては、後期高齢者医療広域連合と当該後期高齢者医療広域連合から受けた市町村との間及び当該委託を受けた市町村間を含む。）の連絡調整を行うとともに、高齢者保健事業等に関し、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供、高齢者保健事業等の実施状況の分析及び評価その他の必要な援助を行なうよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の措置）

第九節 雜則

（都道府県の助言等）

第一百三十三条 都道府県は、後期高齢者医療広域連合又は市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるよう、必要な助言及び適切な援助をするものとする。

2 後期高齢者医療広域連合は、第五十六条第三号に掲げる給付を行おうとする場合その他の政令で定める場合においては、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

（報告の徴収等）

第一百三十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療広域連合又は市町村について、この法律を施行するために必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

支払基金は、予算をもつて定める金額に限り、第一項の規定による積立金を第百三十九条第一項第一号に規定する保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務、同項第二号に規定する後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務及び同項第三号に規定する保険者に対し出産育児交付金を交付する業務又は同条第二項の規定により認可を受けて行う業務に要する費用に充てることができる。

(借入金及び債券)

支払基金は、高齢者医療制度関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期間借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。

前項の規定による長期借入金及び債券は、二年以内に償還しなければならない。

第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

支払基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

第一項の規定による債券の債権者は、支払基金の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第一項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

支払基金は、厚生労働大臣（平成十七年法律第八十六号）第七百五十三条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の債券に関する必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第三百四十八条）

二二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、支払基金による前期高齢者交付金、後期高齢者交付金及び出産育儿交付金の円滑な交付のために必要があると認めるとときは、前条の規定による支払基金の長期借入金、短期借入金又は債券に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保証することができる。

(余裕金の運用)

第一百四十九条 支払基金は、次の方法によるほか、高齢者医療制度関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼業等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(協議)

第一百五十一条 厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第百四十七条第一項、第三項又は第八項の認可をしようとするとき。

二 前条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

（厚生労働省令への委任）

第一百五十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、高齢者医療制度関係業務に係る支払基金の財務及び会計に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第一百五十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、支払基金又は第百四十二条の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）について、高齢者医療制度関係業務に關し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徵し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に對しては、当該受託業務の範囲内に限る。

二 第十六条の七第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による検査について、それぞれ準用する。

法第二十九条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は支払基金の理事長、理事若しくは監事につき高齢者医療制度関係業務に關し同法第十一条第二項若しくは第三項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

（社会保険診療報酬支払基金法第十一条第二項及び第三項の規定の適用については、同法第二十九条に規定する命令とみなして、高齢者医療制度関係業務は、同法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条规定する業務とみなす。）

第一百五十四条 この法律に基づく支払基金の処分又はその不作為に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、支払基金の上級行政庁とみなす。

(審査請求)

第一百五十五条 国保連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第七十条第四項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定により後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行う。

二 国保連合会は、前項に規定する業務のはか、後期高齢者医療の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第五十八条第三項の規定により後期高齢者の医療広域連合から委託を受けて行う第三者にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に對しては、当該受託業務の範囲内に限る。

二 前号に掲げるもののほか、後期高齢者医療の円滑な運営に資する事業

(区分経理)

第一百五十七条 国保連合会は、高齢者医療関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(第七章 雜則)

第一百五十七条の二 保険者及び後期高齢者医療広域連合は、共同して、加入者の高齢者における健康の保持及び医療費適正化のために必要な事業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力のため、都道府県ごとに、保険者協議会を組織する。

前項の保険者協議会は、次に掲げる業務を行う。

一 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整

二 保険者に対する必要な助言又は援助

三 医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析

四 都道府県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析

厚生労働大臣は、保険者協議会が前項各号に掲げる業務を円滑に行うため必要な支援を行うものとする。

(研究開発の推進)

第一百五十八条 国は、高齢者保健事業及び第二十五条第五項に規定する事業の健全かつ円滑な実施を確保するため、高齢者の心身の特性に応じた看護その他の医療、機能訓練等の研究開発並びに高齢者の日常生活上の便宜を図るために用具及び機能訓練のための用具のうち、疾病、負傷等により心身の機能が低下している者に使用させることを目的とするものの研究開発の推進に努めなければならない。

（先取特権の順位）

第一百五十九条 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（時効）

第一百六十条 保険料その他の法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及

て準用する同法第二十九条の規定にかかるわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもつて議決権に関する特別の定めをすることができる。

（議決権の特例）

第一百五十六条 国保連合会が前条の規定により行う業務（以下「高齢者医療関係業務」という。）

(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例)

第十三条の三 指定介護老人福祉施設(介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)に入所することにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所をした際他の後期高齢者医療広域連合(当該指定介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、当該指定介護老人福祉施設が入所員の減少により同法第八条第二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設(同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設の事業を行なう事業所に係る同法第四十二条の二第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」という。)となつた場合においても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に繼續して入所をしている間は、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行なう後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設(以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。)を含む二以上の病院等(第五十五条第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。)に繼續して入院、入所又は入居(以下この条において「入院等」という。)をしていった被保険者(当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に繼續して入所をしている者に限る。)であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所をする直前に入院等をしていた病院等(以下この条において「直前入院病院等」といふ。)及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれ(以下この条において「特定継続入院等と認められるもの(次項において「特定継続入院等の被保険者」という。)については、この限りでない。)については、この限りでない。

2 特定継続入院等を被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第五十条の規定にかかわらず、(一)継続して入院等をしていた二以上の病院等のそれぞれに入院等することによりそれぞれ(後期高齢者医療の被保険者とする。)の後期高齢者医療広域連合が行なう後期高齢者医療の被保険者とする。

3 の病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合(変更前の後期高齢者医療広域連合をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの(当該他の後期高齢者医療広域連合として入院等をしていた二以上の病院等のうちのうちの病院等から繼續して他の病院等に入院等すること(以下この号において「継続入院等」という。)により当該二以上の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更(以下この号において「特定住所変更」という。)を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の後期高齢者医療広域連合(変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの(当該他の後期高齢者医療広域連合の規定の適用を受ける被保険者については、変更後地域密着型介護老人福祉施設を病院等とみなして、第五十五条の規定を適用する(市町村の特別会計への繰入れ等の特例))。

4 第十三条の四 当分の間、第九十九条第二項の規定の適用については、同項中「同条各号に掲げる場合のいづれかに該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、条例」とあるのは、「条例」とする。
(財政安定化基金の特例)

5 第十四条 都道府県は、当分の間、第一百六条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に對して保険料率の増加の抑制を図るために交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。

6 第十五条 令和六年度及び令和七年度の出産育児支援金の額の算定の特例)

7 第十六条 この法律は、昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

8 第十七条 (施行期日)
附 則 (昭和六〇年五月一日法律第三四号)抄
9 第十八条 (施行期日)
附 則 (昭和六一年五月八日法律第四六号)抄
10 第十九条 この法律は、公布の日から施行する。

11 第二十条 (結核予防法附則第八項の改正規定を除く。)及び第二十八条の規定による改正後の法律の規定は、昭和六十一年度以降の年度の予算に係る國の負担又は補助(当該國の補助に係る都道府県の補助を含む。以下同じ。)について適用し、昭和六十一年度以前の年度の醫療費拠出金(以下「新老健法」という。)第五十四条第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度の醫療費拠出金の額の算定について適用し、昭和六十一年度以前の年度の醫療費拠出金(以下「旧老健法」という。)の規定による(医疗費拠出金等に関する経過措置)。

12 第三十一条 第一条の規定による改正前の老人保健法(以下「旧老健法」という。)の規定による医疗費の額については、なお従前の例による。

13 第三十二条 第一条の規定による改正後の老人保健法(以下「新老健法」という。)第五十四条第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度の醫療費拠出金の額の算定について適用し、昭和六十一年度以前の年度の醫療費拠出金の額の算定については、なお従前の例による。

14 第三十三条 昭和六十一年度以前の年度の概算医疗費拠出金及び確定医疗費拠出金については、なお従前の例による。

15 第三十四条 昭和六十一年度の概算医疗費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかる(一)市町村が昭和六十一年度において支弁する額(二)次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する。

16 第三十五条 昭和六十一年度の概算医疗費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかる(一)既老健法の規定に基づき算定された昭和六十一年度の概算医疗費拠出金の額の十二分の十に相当する額。

得た額に平成三年度に係る旧老健法第五十条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額

口 施行日前調整対象外医療費額

二 次に掲げる額の合計額（次号において「施行日以後調整後老人医療費額」という。）に、一から施行日以後老人保健施設療養費等確定率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費額（市町村が平成三年度において支弁したの保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。）から施行日以後調整対象外医療費額（当該保険者が確定施行日以後基準超過保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額として厚生省令で定めるとして厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「一人平均老人医療費額」という。）を控除して得た額に平成三年度に係る新老健法第五十一条の確定加入者調整率を乗じて得た額

三 施行日以後調整対象外医療費額

2

口 施行日以後調整後老人医療費額を、各保険者に係る施行日以後老人医療費額の十二分の六に相当する額の前項の施行日以後老人保健施設療養費等確定率は、各保険者に係る施行日以後老人保健施設療養費等（市町村が平成三年度において支弁したの保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する費用の額をいう。）の総額を、各保険者に係る施行日以後老人医療費額の総額で除して得た率とする。

（平成三年度の拠出金の額の変更等）

第十一條 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、各保険者が平成三年度に納付すべき拠出金の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

二 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（老人訪問看護療養費の支給等に関する規定の施行前の準備）

第十二條 厚生大臣は、新老健法第四十六条の十七の五第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び同条第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準（指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。）を定めようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても老人保健審議会の意見を聴くことができる。

（施行期日）

九号 抄 附 則（平成五年一月一二日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

第二条 （諒問等がされた不利益処分に関する経過措置）この法律の施行前に法令に基づき審議会附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聞くことができる。（老人保健施設に関する経過措置）

第十三条 旧老健法第四十六条の六第一項の許可に係る旧老健法第六条第四項に規定する老人保健施設は、新老健法第四十六条の六第一項の許可に係る新老健法附則第一条の二の規定により読み替えられた新老健法第六条第四項に規定する老人保健施設とみなす。

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第一条の次に一条を加える改正規定、同法第三条ノ二第二号に一条を加える改正規定、同法第六条第二項の規定により行われたものとみなす。

附 則（平成四年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法第二十三条の改正規定、同法第二十三条ノ二の改正規定、同法第三条第一項及び第三十二条第二項の改正規定、同法第三条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定は同年十月一日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

二 第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

九号 抄 附 則（平成五年一月一二日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法第二十三条の改正規定、同法第二十三条ノ二の改正規定、同法第三条第一項及び第三十二条第二項の改正規定、同法第三条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定は同年十月一日から施行する。

二 第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

三 第二条 第二十九条の改正規定並びに第三条中国民健康保険法第九節の節名の改正規定、同法第五十七条ノ二の改正規定、同法第五十九条ノ二第二項の改正規定、同法第五十条ノ四の改正規定、同法第五十条第一項の改正規定及び同法第六十条の次に一条を加える改正規定並びに第三条中国民健康保険法の目次の改正規定（保健施設）を「保健事業」に改める部分に限る）、同法第六章の章名の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法第一百六条の次に一条を加える改正規定並びに第四条中老人保健法第五条の改正規定、同法第二十二条の改正規定及び同法第二十五条に一項を加える改正規定並びに附則第二十九条の規定並びに附則第三十条の規定並びに附則第五十六条の規定並びに附則第六十一条の規定 平成七年四月一日

（略）

二 第四条中老人保健法第四十一条に一項を加える改正規定、同法第四十六条の八第四項の改正規定並びに同法第四十六条の十七の三の改正規定並びに第五条中老人福祉法の目次の改正規定、同法第十五条第二項の改正規定並びに附則第二十九条の規定並びに附則第三十条の規定並びに附則第五十六条の規定並びに附則第六十一条の規定 平成七年四月一日

三 第二条から前条までに定めるものとみなす。（政令への委任）

第十三条 この法律の施行前に法律の規定により行われた諒聞、諒問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれららのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた諒聞、諒問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれららのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第十五条 附則第二条から前条までに定めるものとみなす。（政令への委任）

替えて適用される前項」とし、平成八年度及び平成九年度の新老健法第五十六条第三項に規定する確定加入者調整率については、同項中「百分の一・五」とあるのは、「百分の一・四」とする。
 (その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成八年六月一四日法律第二号) 抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成九年五月九日法律第四八号) 抄

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。(その他の経過措置の政令への委任)

第七十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年六月二〇日法律第九四号) 抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。(施行期日等)

(施行期日) 附 則 (平成九年六月二四日法律第一〇三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(経過措置)

(施行期日) 附 則 (平成九年六月二四日法律第一一〇九号) 抄

第一条 この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成九年一一月一七日法律第一二四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成一二〇年六月一七日法律第一一〇九号) 抄

この法律の施行後の薬剤費を含む医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律の施行後三年以内に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 (その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年六月二四日法律第一〇三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成九年六月二四日法律第一〇三号) 抄

部を改正する法律附則第九条を附則第十条とし、附則第八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条から第八条まで、第二十七条及び第二十八条の規定 平成十年七月一日(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

老人保健法第六条第四項に規定する老人保健施設、同法第二十五条第三項に規定する保険医療機関等、同法第三十一条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関又は同法第四十六条の五の第二項に規定する指定老人訪問看護事業者が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前にした偽りその他不正の行為により支払われた医療又は入院時食事療養費、特定療養費、老人保健施設療養費若しくは老人訪問看護療養費の支給に関する費用の返還については、第二条の規定による改正後の老人保健法第四十二条第三項(同法第四十六条の五及び第四十三条から第三十七条まで、第三十九条、第四十一条から第五十条まで、第五十二条から第六十四条まで及び第六十六条から第七十二条までの規定による改正後の法律の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度に係る当該法律の規定に規定する書類(第十八条の規定による改正後の日本輸出入銀行法第三十五条第二項及び第十九条の規定による改正後の日本開発銀行法第三十三条第二項に規定する書類のうち、平成八年四月から九月までの半期に係るものを除く。)から適用する。

附 則 (平成九年一一月一七日法律第一二四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成九年一一月一七日法律第一二四号) 抄

して新平成七年改正法の規定に基づき算定するものとした場合において平成十年度の確定医療費拠出金の額とされる額に相当する額に、平成十年四月から施行日の属する月までの月数を十二で除して得た率を乗じて得た額

前項第一号の平成十年改正前確定加入者調整率は、厚生省令で定めるところにより、平成十一年度におけるすべての保険者(老人保健法第六条第二項に規定する保険者をいう。以下同じ。)に係る加入者(同条第三項に規定する加入者をいう。以下同じ。)の総数に対する同法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等の総数の割合を同年度における当該保険者に係る加入者の数に対する同項に規定する七十歳以上の加入者等の数の割合(その割合が旧平成七年改正法附則第七条第二項の規定により読み替えられる場合は、新平成七年改正法附則第七条第二項の規定により読み替えられた老人保健法第五十五条第三項に規定する上限割合を超えるときは当該上限割合とし、百分の一・四に満たないときは百分の一・四とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定された率とする。

附 則 (平成一二〇年六月一七日法律第一一〇九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成一二〇年六月一七日法律第一一〇九号) 抄

して新平成七年改正法の規定に基づき算定するものとした場合において平成十年度の確定医療費拠出金の額とされる額に相当する額に、平成十年四月から施行日の属する月までの月数を十二で除して得た率を乗じて得た額

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一二一年七月一六日法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成一二一年七月一六日法律第八七号) 抄

定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条のただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定）公布の日

続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(不服申立てに関する経過措置)

財源の充実確保の方途について、経済情勢の変化等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののうち

（その他の経過措置の政令への委任）	
第二十九条	附則第四条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則	（平成二年一二月六日法律第一四一号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	（平成三年一二月一二日法律第一一五三号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五百九十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行以前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律

2 ついては、施行日以後においても、当該处分序に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分序の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分序の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が、日本との幾回かござりますは、

ほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成一九年一二月二二日法律第
一六〇号）抄

（施行期日）

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定によってしてから

の事務として処理するものとする。
（三法典大公國事件における基づく政令の申請等に関する経過措置）

当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（法律の名号における規定に
該する用語の意味は、前記の規定による）
第一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百一
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定
公布の日
る日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

処分等の行為」という。) 又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なべき者が異なることとなるら

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
(余白)

附 則（平成一二年一二月六日法律第一四〇号）抄
（施行期日）

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇二号)
(経過措置の政令への委任)

（本旨） 第一百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で
きる限り新ることに變ざることよりな、ようこする。

施行期日　二年後

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び新地方自治法によるものについて、
ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

行つたるがために第三回の修正法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三

び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税

は手当に係る老人保健法の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条及び第七十七条の規定は

平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第二百五十二条号）第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。（医療保険制度の改革等）

第二条 医療保険各法に規定する被保険者及び被扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする。

政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び講ずるものとする。

一 保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方

二 新しい高齢者医療制度の創設

三 診療報酬の体系の見直し

四 政府は、おおむね二年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

一 健康保険の保険者である政府が設置する病院の在り方の見直し

二 社会保険庁の業務運営の効率化及び事務の合理化

三 政府は、おおむね三年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

一 政府が保険者である社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化

二 医療保険各法、老人保健法及び介護保険法の規定による給付に伴う負担の家計における合計額が著しく高額になる場合の当該負担の軽減を図る仕組みの創設

三 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会による診療報酬の審査及び支払に関する事務処理の体制の見直し

四 政府は、おおむね五年を目途に、政府が管掌する健康保険事業及び当該事業の組織形態の在り方の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六条 政府は、次に掲げる事項について検討を行ふこととする。

一 医療に係る事故に迅速かつ適切に対応するための専門家による苦情の処理体制の整備

二 医療及び医療に要する費用に関する情報の収集、分析、評価及び提供に係る体制の整備

三 医療保険各法及び老人保健法の規定による保険給付の内容及び範囲の在り方

四 政府は、第二項から前項までに規定する事項の検討に早急に着手し結論を得、逐次実施するものとする。

（老人保健法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 施行日の前日において七十歳以上である者は（施行日において七十五歳以上である者を除く。）については、施行日からその者が七十五歳以上の者に該当するに至った日の属する月の末日（その者が七十五歳以上の者に該当するに至った日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間は、その者を七十五歳以上の者とみなして第三条の規定による改正後の老人保健法（以下「新老健法」という。）の規定（新老健法第二十五条第一項第二号の規定を除く。）を適用する。

第十一条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る第三条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による医療費又は高額医療費の支給については、なお従前の例による。

この規定は、施行日以後に行われる新老健法の規定による医療（医療費の支給を含む）、入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）、老人訪問看護療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給（以下「医療等」と総称する。）に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧老健法の規定による医療等に要する費用及びこれらのことの費用について、なお従前の例による。

第十二条 施行日から平成十八年九月三十日まで

三十日まで													
十条 第五	第十 条 第五												
一分 の 二	四 分 十 の 二	六 分 十 の 二	一 分 十 の 二	四 分 十 の 二									
六 百 四 十 分	六 百 八 分	五 百 四 十 分	二 百 四 十 分	二 百 四 十 分	二 百 四 十 分	一 百 四 十 分							

（1） 当該保険者に係る平成十四年度における旧老健法第五十五条第一項第一号に規定する老人医療費見込額の十分の七に相当する額を控除して得た額をいう。次項において同じ。）を控除して得た額と、特別調整見込額との合計額の十二分の七に相当する額

（2） 次に掲げる額の合計額に特別調整基準率を乗じて得た額

（i） 特別調整前概算医療費拠出金相当額とその合計額を控除して得た額をいう。次項において同じ。）から（1）に掲げる額を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるものをいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）特別調整前概算医療費拠出金相当額から特別調整対象見込額（特別調整前概算医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。次項において同じ。）を控除して得た額と、特別調整見込額との合計額の十二分の七に相当する額

（イ） 概算特別調整基準超過保険者（平成十四年度における旧老健法第五十五条第二項に規定する概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、特別調整前概算医療費拠出金各号に掲げる額の合計額をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）から（1）に掲げる額を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるものをいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）特別調整前概算医療費拠出金相当額から特別調整対象見込額（特別調整前概算医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。次項において同じ。）を控除して得た額と、特別調整見込額との合計額の十二分の七に相当する額

（ロ） 概算特別調整基準超過保険者以外の保険者特別調整前概算医療費拠出金相当額と特別調整見込額との合計額の十二分の七に相当する額

（ア） 概算特別調整基準超過保険者（平成十四年度における旧老健法第五十五条第一項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。）は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。）の平成十四年度における改正前の国民健康保険法第八十一條の二第一項に規定する療養給付費拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において「保険者の給付に要する費用」という。）の平成十四年度における改正前の厚生労働省令で定める見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

（イ） 概算特別調整基準超過保険者以外の保険者特別調整前概算医療費拠出金相当額と特別調整見込額との合計額の十二分の七に相当する額

(2) 次に掲げる額の合計額に前条第八項の
施行日以後負担調整基準率を乗じて得
た額

(ii) 金相当額

(1) 当該保険者の給付に要する費用の平
成十四年度における額のうち施行日前
に行われた医療関連給付に要する費用
の額

（2） 次に掲げる額の合計額に前条第三項の
特別調整基準率を乗じて得た額

(i) 施行日前特別調整前確定医療費拠出
額

（3） 次に掲げる額に前条第八項の
施行日前確定特別調整基準超過保険者以
外の保険者施行日前特別調整前確定医療等
費用拠出金相当額と施行日前特別調整額との
合計額

次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応
じ、それぞれイ又はロに掲げる額

（4） 施行日以後確定負担調整基準超過保険者
（施行日以後確定加入者調整率が一を超える
保険者のうち、施行日以後負担調整前確
定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる
額を控除して得た額が（2）に掲げる額を
超えるものをいう。以下この条において同
じ。）（施行日以後負担調整前確定医療費拠出
金相当額から施行日以後負担調整対象額
（施行日以後負担調整前確定医療費拠出金
相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲
げる額との合計額を控除して得た額をい
う。第七項において同じ。）を控除して得
た額と、施行日以後負担調整額との合計額
（当該保険者に係る施行日以後老人医療
費額（市町村が平成十四年度において支
弁した一の保険者に係る七十五歳以上の
加入者等に対する施行日以後に行われた
医療等に要する費用の額をいう。以下こ
の条において同じ。）に、「から施行日
以後特定費用確定率を控除して得た率を
乗じて得た額の百分の六十六に相当する
額と、施行日以後老人医療費額に施行日
以後特定費用確定率を乗じて得た額との
合計額

拠出金相当額（施行日前確定特別調整基準超過保険者にあっては、施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から施行日前特別調整対象額を控除して得た額）に施行日前確定特別調整加算率（すべての施行日前確定特別調整基準超過保険者に係る施行日前特別調整対象額の総額を、すべての保険者に係る施行日前特別調整対象額を確定医療費拠出金相当額の総額からすべての施行日前確定特別調整基準超過保険者に係る施行日前特別調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

第一項第二号イの施行日以後確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者等の総数の割合（その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする。）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

第一項第二号イの施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

第一次に掲げる額の合計額（次号において「施行日以後調整後老人医療費額」という。）に、一から施行日以後特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費額から施行日以後調整対象外医療費額（当該保険者が確定施行日以後基準超過保険者（一）の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「一人平均老人医療費額」という。）において「一人平均老人医療費額」に当該政令で除して得た率が、新老健法第五十五条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として

二 口 施行日以後調整対象外医療費額
　施行日以後調整後老人医療費額に施行日以後特定費用確定率を乗じて得た額

第一項第二号イの施行日以後負担調整額は、該保険者に係る施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額（施行日以後確定負担調整基準超過保険者にあっては、施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から施行日以後負担調整対象額を控除して得た額）に施行日以後確定負担調整整加算率（すべての施行日以後確定負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整対象額の総額を、すべての保険者に係る施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額の総額からすべての施行日以後確定負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

第三項第二号イ（一）の施行日以後特定費用確定率は、各保険者に係る施行日以後特定費用額（市町村が平成十四年度において支弁した一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する施行日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。）を、各保険者に係る施行日以後老人医療費額で除して得た率とする。

第十六条 平成十五年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
　（一）次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額
　　イ 前期概算負担調整基準超過保険者（前期概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から（一）に掲げる額と（2）に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第四項において同じ。）を控

金相当額（後期概算負担調整基準超過保険者にあつては、後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から後期負担調整対象見込額を控除して得た額）に後期概算負担調整加算率（すべての後期概算負担調整基準超過保険者に係る後期負担調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る後期負担調整前概算医療費拠出金相当額からすべての後期概算負担調整対象見込額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

第一項第二号イ（1）（i）の後期特定費用概算率は、各保険者に係る後期特定費用見込額（市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。）を各保険者に係る後期老人医療費見込額で除して得た率とする。

11 第一項第二号イ（2）の後期負担調整率は、一人当たりの老人医療費の動向、七十五歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向及び後期概算負担調整基準超過保険者の数の動向を勘案し、百分の二十五以上において政令で定める率とする。

第十七条 平成十五年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 前期確定負担調整基準超過保険者（前期確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、前期負担調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。）前期負担調整額

前確定医療費拠出金相当額から前期負担調整額に対する額（前期負担調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第四項において同じ。）を控除して得た額と、前期負担調整額との合計額

(1) 次に掲げる額の合計額

(i) 当該保険者に係る前期老人医療費額

(ii) 当該保険者に係る後期老人医療費額
（市町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。）
に、一から後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額

(iii) 当該保険者に係る前期老人医療費額
に前期特定費用確定率を乗じて得た額に要する費用の額
に要する費用の額相当額と前期負担調整額との合計額
次に掲げる額の合計額に前条第六項の前期負担調整基準超過保険者以外の保険者 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額と前期負担調整額との合計額
次に掲げる保険者の区分に応じ、それぞれ又は口に掲げる額
イ 後期確定負担調整基準超過保険者（後期確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。）後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第八項において同じ。）を控除して得た額と、後期負担調整額との合計額

(1) 次に掲げる額の合計額

(i) 当該保険者に係る後期老人医療費額
（市町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。）
に、一から後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額

(2) 次に掲げる額の合計額に前条第十一項成十五年度における額のうち平成十五年十月一日以後に行われた医療関連絶対付に要する費用の額

口 後期確定負担調整基準超過保険者以外の保険者 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額と後期負担調整額との合計額

第一項第一号イの前期確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十五年四月一日から同年九月三十日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十五歳以上の加入者等の数の割合（その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする。）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

第一項第一号イの前期負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額（次号において「前期調整後老人医療費額」という。）に、一から前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額

イ 当該保険者に係る前期老人医療費額から前期調整対象外医療費額（当該保険者が確定前期基準超過保険者（一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（イにおいて「一人平均老人医療費額」という。）で除して得た率が、新老健法第五十六条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る前期老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。口において同じ。）を控

口 二 前期調整後老人医療費額に前期特定費用確
定率を乗じて得た額

二 前期調整対象外医療費額に前期確定加入者調整率を
乗じて得た額

第一項第一号イの前期負担調整額は、当該保
険者に係る前期負担調整前確定医療費拠出金相当額
当額（前期確定負担調整前確定医療費拠出金相当額）
では、前期負担調整前確定医療費拠出金相当額
から前期負担調整対象額を控除して得た額）に
前期確定負担調整加算率（すべての前期確定負
担調整基準超過保険者に係る前期負担調整対象
額の総額を、すべての保険者に係る前期負担調
整前確定医療費拠出金相当額の総額からすべて
の前期確定負担調整基準超過保険者に係る前期
負担調整対象額の総額を控除して得た額で除し
て得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率
をいう。）を乗じて得た額とする。

第一項第一号イ（一）（一）の前期特定費用
確定率は、各保険者に係る前期特定費用額（市
町村が平成十五年度において支弁した一の保険
者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲
げる場合に該当する者に対する平成十五年十月
一日前に行われた医療等に要する費用の額をい
う。）を、各保険者に係る前期老人医療費額で
除して得た率とする。

第一項第二号イの後期確定加入者調整率は、
厚生労働省令で定めるところにより、平成十五
年十月一日から平成十六年三月三十一日までの
期間におけるすべての保険者に係る加入者の總
数に対する七十五歳以上の加入者等の總数の割
合を当該期間における当該保険者に係る加入者
の数に対する七十五歳以上の加入者等の数の割
合（その割合が当該期間における下限割合に満
たないときは、下限割合とする。）で除して得
た率を基礎として保険者ごとに算定される率と
する。

第一次に掲げる額の合計額（次号において「後
期調整後老人医療費額」という。）に、一か
ら後期特定費用確定率を控除して得た率を乗
じて得た額の百分の六十二に相当する額

イ 当該保険者に係る後期老人医療費額から
後期調整対象外医療費額（当該保険者が確
定後期基準超過保険者（一の保険者に係る

七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（イにおいて「一人平均老人医療費額」という。）で除して得た率が、新老健法第五十六条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る後期老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）を控除して得た額に、後期確定加入者調整率を乗じて得た額

口 後期調整対象外医療費額

二 後期調整後老人医療費額に後期特定費用確定率を乗じて得た額

第一項第二号イの後期負担調整額は、当該保険者に係る後期負担調整前確定医療費拠出金相当額（後期確定負担調整基準超過保険者にあつては、後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から後期負担調整対象額を控除して得た額）に後期確定負担調整整加算率（すべての後期確定負担調整基準超過保険者に係る後期負担調整対象額の総額を、すべての保険者に係る後期負担調整対象額の総額からすべての後期確定医療費拠出金相当額の総額からすべての後期確定負担調整基準超過保険者に係る後期確定負担調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

第一項第二号イ（1）（i）の後期特定費用確定率は、各保険者に係る後期特定費用額（市町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十五年十月一日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。）を、各保険者に係る後期老人医療費額を除して得た率とする。

第十九条 次の表の上欄に掲げる年度の概算医療費拠出金の額については、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、附則第十六条の規定を準用する。この場合において、同欄に掲げる年度の区分に応じ、同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

度 度 度											
平成十七年		平成十六年		平成十五年		平成十四年		平成十三年		平成十二年	
月一日	平成十五年四	月一日	平成十五年十	月一日	平成十五年三	月一日	平成十五年四	月一日	平成十五年三	月一日	平成十五年四
百分の六十二	百分の六十六	百分の五十九	百分の五十八	百分の五十四	百分の五十八	百分の五十九	百分の五十八	百分の五十九	百分の五十八	百分の五十九	百分の五十八
月一日	平成十七年四	月一日	平成十七年十	月一日	平成十七年三	月一日	平成十七年四	月一日	平成十七年三	月一日	平成十七年四

	九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日	第一百五十一号の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から八まで 略		
第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。	附 則（平成一四年一二月一三日法律第一六八号）抄	第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。
（施行期日）	（平成一六年一二月三日法律第一五四号）抄	（平成一六年一二月三日法律第一五四号）抄
（施行期日）	（平成一六年一二月三日法律第一五四号）抄	（平成一六年一二月三日法律第一五四号）抄
第二百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	（罰則に関する経過措置）	第二百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）		
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。	第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
（施行期日）	附 則（平成一七年五月二十五日法律第五〇号）抄	附 則（平成一七年五月二十五日法律第五〇号）抄
七号）抄	附 則（平成一七年六月二九日法律第七	附 則（平成一七年六月二九日法律第七

の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の手続をしなければならないとされている事項では、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしないで、法令の施行前にその手続がされないものについては、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の处分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一〇年五月二八日法律第四
二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十一条、第二十二条第一項、第二十六条规定、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第三十条までの改正規定、第四章の二の次に一章を加える改正規定、第三十四条第一項及び第二項、第三十九条並びに第四十七条规定第二号の改正規定、第五十三条の改正規定(同条第一項の改正規定(第二十四条の二第一項若しくは第二項又は)を削る部分に限る。)を除く)並びに別表第一の四十の項の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第四条から第十条まで及び第十三条から第十条までの規定(附則第二十二条の規定(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)の項の改正規定(及び第三十条の三第一項)を「第一項」を「第一項」に改める部分に限る。)に限る。)並びに附則第二十二条の規定(出入国管理及び難民認定法(附則第五条第一項の規定による届出及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。)の施行の日(附則第五条第一項の届出に係る高齢者の医療の確保に関する法律の届出の特例)の施行する。

附 則（平成二十二年三月三一日法律第三百四十九号）抄
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則（平成二十二年五月一九日法律第三百五十号）抄
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民健康保険法第九条第六項第十項及び第十一項の改正規定、同法第二十二条の改正規定、同法附則第二十一条の次に「各」を加える改正規定、同法附則第二十二条の改正規定並びに同条の次に「一条を加える改正規定」第二条中健康保険法附則第五条の次に「一条を加える改正規定並びに第三条中高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の次に五条を加える改正規定（同法附則第十三条の六に係る部分を除く）及び同法附則第十四条の次に三条を加える改正規定（同法附則第十四条の二に係る部分を除く）」並びに附則第七条から第十七条までの規定は、平成二十二年七月一日から施行する。
（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十一条 平成二十一年度以前の年度の被用者保険等保険者（改正後国保法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金及び確定後期高齢者支援金については、なお従前の例による。
第十二条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算前期高齢者交付金の額は、第三条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「改正後高齢者医療確保法」という。）附則第十三条の二の規定にかかるらず、同条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において同条の規定の適用相当する。

第十二条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者交付金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十三条の三の規定にかかわらず、同条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十五条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十三条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法第三十八条第一項の規定にかかるわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において改正後高齢者医療確保法附則第十三条の四の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十八条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十四条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法第三十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において改正後高齢者医療確保法附則第十三条の五の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十九条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十五条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四条の三第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第二百二十条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることはとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

二 一項並びに附則第六条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日
二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日
三 第三条、第六条及び第十条の規定並びに附則第三条、第四条、第二十条、第二十七条及び第二十八条の規定、附則第五十三条中介護保険法附則第十一条の改正規定並びに附則第六十条、第六十三条及び第六十六条の規定 平成二十九年四月一日

4 新全國計画が定められた日の前日を旧全國計画の期間の終了の日とみなす。

第二号施行日以後最初に定められる新全國計画に対する第二号改正後高確法第八条第一項の規定の適用については、同項中「六年ごとに、六年を一期として」とあるのは、「令和六年三月三十一日までを計画期間とする」とする。

第二十五条 都道府県は、第二号施行日以後、速やかに、第二号改正後高確法に基づく都道府県医療費適正化計画（以下「新都道府県計画」という。）を定めるものとする。

第二号改正前高確法に基づく都道府県医療費適正化計画（次項において「旧都道府県計画」という。）は、新都道府県計画が定められるまでの間、新都道府県計画とみなす。

前項の規定により新都道府県計画とみなされた旧都道府県計画については、第二号改正後高確法第九条、第十一条第一項から第五項まで、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十五条の規定は適用せず、なお從前の例による。この場合において、新都道府県計画の期間が定められた日の前日を旧都道府県計画の期間終了の日とみなす。

第二号施行日以後最初に定められる新都道府県計画に対する第二号改正後高確法第九条第一項の規定の適用については、同項中「六年ごとに、六年を一期として」とあるのは、「令和六年三月三十一日までを計画期間とする」とする。

第二十六条 厚生労働大臣は、新全國計画のため、第二号施行日前においても、第二号改正後高確法第八条第六項の規定の例により、關係行政機関の長に協議することができる。

2 都道府県は、新都道府県計画の作成のため、関係市町村、都道府県の規定期の例により、関係市町村の高齢者の医療の確保に関する法律第百五十七条规定の第二第一項の保険者協議会が組織されている都道府県にあっては、関係市町村及び当該保険者協議会に協議することができる。

第二十七条 平成二十八年度以前の各年度の保険者（第十条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（高齢者の医療の確保に関する法律第百五十七条规定の第二第一項の保険者協議会が組織されている都道府県にあっては、関係市町村及び当該保険者協議会））に協議することができる。

第七条第二項に規定する保険者をいい、被用者、保険等保険者（第三号改正前国保法附則第十条において「第三号改正前高確法」という。）をいい、被用者、保険等保険者（第十条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（高齢者の医療の確保に関する法律第百五十七条规定の第二第一項の保険者協議会が組織されている都道府県にあっては、関係市町村及び当該保険者協議会））に協議することができる。

次条において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)に係る概算前期高齢者交付金及び概算前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金並びに平成二十六年度以前の各年度の保険者に係る確定前期高齢者交付金及び確定前期高齢者納付金並びに確定後期高齢者支援金については、なお従前の例による。

2 平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度の保険者に係る確定前期高齢者交付金の額は、第三号改正後高確法第三十五条第一項の規定にかかわらず、第三号改正前高確法第三十五条第一項の規定により算定される額とする。

3 平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度の保険者に係る確定前期高齢者納付金の額は、第三号改正後高確法第三十九条第一項の規定にかかわらず、第三号改正前高確法第三十九条第一項の規定により算定される額とする。

4 平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度の保険者に係る確定後期高齢者支援金の額は、第三号改正後高確法第一百一十二条第一項第二号の規定にかかるとおり算定される額とする。

第二十八条 平成二十八年度以前の各年度の被用者保険等保険者に係る概算前期高齢者交付金及び概算前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金並びに平成二十六年度以前の各年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者交付金及び確定前期高齢者納付金並びに確定後期高齢者支援金については、なお従前の例による。

第二十九条 平成二十九年度以前の各年度の市町村に係る概算前期高齢者交付金及び概算前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金並びに平成二十七年度以前の各年度の市町村に係る確定前期高齢者納付金及び確定後期高齢者支援金については、なお従前の例による。

第三十条 平成三十年度の都道府県に係る前期高齢者交付金の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第三十三条第一項の規定にかかるとおり、同年度の概算前期高齢者交付金の額(以下この項において「平成三十年度都道府県概算前期高齢者交付金額」という。)とする。ただし、平成二十九年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る概算前期高齢者交付金の額の合計額(以下この項において「平成二十九年度区域内市町村概算前期高齢者交付金合計額」という。)

が同年度の当該都道府県の区域内に属する市町村に係る確定前期高齢者交付金の額（当該市町村に第三号改正前高確法第三十五条第一項の規定を適用するとしたならば、同項の規定により算定されることとなる額をいう。）の合計額（以下この項において「平成二十八年度区域内市町村確定前高齢者交付金合計額」という。）を超えるときは、平成三十年度都道府県概算前期高齢者交付金額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額（高齢者の医療の確保に関する法律第三十三条第一項に規定する前期高齢者交付調整金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十八年度区域内市町村概算前期高齢者交付金合計額が平成二十八年度区域内市町村確定前高齢者交付金合計額に満たないときは、平成三十年度都道府県概算前期高齢者交付金額にその満たない額とその満たない額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

3 府県概算前期高齢者納付金額にその満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

平成三十年度の都道府県に係る後期高齢者支援金の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項の規定にかかわらず、同年度の概算後期高齢者支援金の額（以下この項において「平成三十年度都道府県概算後期高齢者支援金額」という。）とする。ただし、平成二十九年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る概算後期高齢者支援金の額（以下この項において「平成二十九年度都道府県概算後期高齢者支援金額」という。）とする。ただし、平成二十九年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る概算後期高齢者支援金の額（以下この項において「平成二十八年度都道府県概算後期高齢者支援金額」という。）が同年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る確定後期高齢者支援金の額（当該市町村に第3号改正前高齢法第百二十二条第一項の規定を適用するとしたならば、同項の規定により算定されることとなる額をいう。）の合計額（以下この項において「平成二十八年度区域内市町村確定後期高齢者支援金合計額」という。）を超えるときは、平成三十年度都道府県概算後期高齢者支援金額からその超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額（高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項に規定する後期高齢者調整金額をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十九年度区域内市町村概算後期高齢者支援金合計額が平成二十九年度区域内市町村確定後期高齢者支援金合計額に満たないときは、平成三十年度都道府県概算後期高齢者支援金額にその満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額を加算して得た額とする。

第三十一条 平成三十一年度の都道府県に係る前期高齢者交付金の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第三十三条第一項の規定にかかわらず、同年度の概算前期高齢者交付金の額（以下この項において「平成三十一年度都道府県概算区域内市町村概算前期高齢者交付金合計額」という。）が同年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る確定前期高齢者交付金の額（当該市町村に同法第三十五条第一項の規定を適用するとしたならば、同項の規定により算定され

ることとなる額をいう。)の合計額(以下この項において「平成二十九年度区域内市町村確定前期高齢者交付金合計額」という。)を超えるときは、平成三十一年度都道府県概算前期高齢者交付金額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十九年度区域内市町村概算前期高齢者交付金額にその満たない額とその満たない額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

市町村に係る概算後期高齢者支援金の額の合計額（以下この項において「平成二十九年度区域内市町村に同法第二百二十二条第一項第二号の規定を適用するとしたならば、同号の規定により算定されることとなる額をいう。」）の合計額（以下この項において「平成二十九年度区域内市町村概算後期高齢者支援金合計額」という。）を超えるときは、平成三十一年度都道府県概算後期高齢者支援金額からその超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十九年度区域内市町村概算後期高齢者支援金合計額が平成二十九年度区域内市町村概算後期高齢者支援金合計額に満たないときは、平成三十一年度都道府県概算後期高齢者支援金額にその満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額を加算して得た額とする。

第三十二条 第十一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条の二の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当するに至つたことにより後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、施行日前に後期高齢者医療の被保険者となつた者については、なお從前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 **(平成二八年一月二十四日法律第八四号抄)**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 **(平成二八年一月二十四日法律第八四号抄)**

支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中國民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第百十条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第百十三条の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六条の規定 公布の日
二 略
三 第一条の規定 (健康保険法第三条第七項の改正規定を除く。)、第四条の規定、第六条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第九条中國民健康保険法第八十二条第二項の改正規定、同法第八十五条の次に二条を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、介護保険法第一百五十五条の四十五中第五項を第九項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第一百七条第三項第六号の改正規定を除く。)並びに第十四条中船員保険法第一百十一条第二項の改正規定並びに附則第七条中私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)、第一十六条第三項の改正規定、附則第八条中国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)、第九十八条第二項の改正規定、附則第九条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)、第一百十一条第三項の改正規定及び附則第十四条の規定 令和二年十月一日

六 第二条中健康保険法第百五十条の二第二項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第一項の次に一項を加える改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第二項の改正規定並びに第十三条の規定
令和四年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該各規定。附則第十五条及び第十六条において同じ。)による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用の状況、個人番号カードの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)、第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の普及の状況その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第百六十条の二第二項の規定は、平成二十七年四月一日以後に納期(高齢者の医療の確保に関する法律又は同法に基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課すことができることとなつた場合にあっては、当該保険料を課すことができることとなつた日とする)が到来する保険料について適用する。
(罰則の適用に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則(罰則に該する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三一日法律第八
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 次に掲げる規定 令和三年一月一日
イ 及びロ 略
ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「千円」を「八百万円」に改める部分に限る）、同法第九十三条の改正規定（同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百四十四条並びに第一百四十九条の規定

（罰則に関する経過措置）
第一百七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げ
る規定にあっては、当該規定。以下この条における同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。
(政令への委任)

第一百七十二条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三一日法律第一四
号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条の二第一項の改正規定並びに第十三条までの規定 公布の日

三　第一項中雇用保険法第三十七条の見出しへ削る改正規定及び同条第八項の改正規定、第二条の規定（労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条第一項に一項を加える改正規定を除く。）並びに第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する規定（法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）罰則に關する経過措置）

第三十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　　則　（令和二年六月一二日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中介護保険法附則第十三条（見出しへ含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条

の規定により支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の健康保険法附則第四条の三の規定、第二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の船員保険法附則第七条の規定、第六条の規定（附則第一条第一号、第四号及び第六号に掲げる改正規定を除く。第六項において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する改正規定を除く。）による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十五項の規定、附則第二十条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員共済組合法附則第十九条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他これららの規定に関し必要な事項は、政令で定める。

令和七年四月一日において現に第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十九条において準用する旧高確法第百四十三条の規定の適用を受ける退職者医療関係業務に係る特別の会計に所属する権利及び義務については、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第一号に掲げる業務に係る特別の会計に帰属するものとする。

令和七年度において、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高確法」という。）第三十九条の規定により令和五年度の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。附則第九条において同じ。）に係る確定前期高齢者納付金の額を算定する場合について、は、旧高確法附則第十二条第二項の規定は、なほその効力を有する。この場合において、同項中「及び国民健康保険法」とあるのは、「及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

(令和五年法律第三十一号) 第四条の規定による改正前の国民健康保険法」とする。
（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正
に伴う経過措置）

第七条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第一号施行日」という。）前に第六条の規定（同号に掲げられる改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次条において「第一号改正前高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項に規定する全国医療費適正化計画をいう。以下この条において同じ。）は、第一号施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（次条において「第一号改正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

第八条 第一号施行日前に第一号改正前高確法第九条の規定により定められた都道府県医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下この条において同じ。）は、第一号施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第一号改正後高確法第九条の規定により定められた都道府県医療費適正化計画とみなす。

第九条 新高確法第三十四条、第三十五条、第三十八条及び第三十九条の規定は、令和六年度以降の各年度における支払基金に対する交付の額について適用し、令和五年度以前の各年度における支払基金に対する交付の額については、なお従前の例による。

第十一条 新高確法第九十三条第三項の規定は、令和六年度以後の各年度における支払基金に対する交付の額について適用し、令和五年度以前の各年度における支払基金に対する交付の額については、なお従前の例による。

第十二条 新高確法第一百条第二項の規定は、令和六年度以後の各年度における後期高齢者負担率について適用し、令和五年度以前の各年度における後期高齢者負担率については、なお従前の例による。

第十一条

(令和五年法律第三十一号) 第四条の規定による改正前の国民健康保険法」とする。
（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正
に伴う経過措置）

第七条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第一号施行日」という。）前に第六条の規定（同号に掲げられる改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次条において「第一号改正前高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項に規定する全国医療費適正化計画をいう。以下この条において同じ。）は、第一号施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（次条において「第一号改正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

第八条 第一号施行日前に第一号改正前高確法第九条の規定により定められた都道府県医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下この条において同じ。）は、第一号施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第一号改正後高確法第九条の規定により定められた都道府県医療費適正化計画とみなす。

第九条 新高確法第三十四条、第三十五条、第三十八条及び第三十九条の規定は、令和六年度以降の各年度における支払基金に対する交付の額について適用し、令和五年度以前の各年度における支払基金に対する交付の額については、なお従前の例による。

第十一条 新高確法第九十三条第三項の規定は、令和六年度以後の各年度における支払基金に対する交付の額について適用し、令和五年度以前の各年度における支払基金に対する交付の額については、なお従前の例による。

第十二条 新高確法第一百条第二項の規定は、令和六年度以後の各年度における後期高齢者負担率について適用し、令和五年度以前の各年度における後期高齢者負担率については、なお従前の例による。

第十五条

第十八条 附則第三条から前条までに規定するもの（ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

附 則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定公布の日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日ににおいて本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十一条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）は、第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段に規定する場合において、必要があると認めるときは、当分の間、同項の規定にかかわらず、職権で、被保険者に對し、同項後段の厚生労働省令で定めるところにより、同項の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を

第二章
律の施行
経過措置

に關し必
を含む。

規定は、法定第十二条の規定による改正後の後期高齢者の医療に係る制度を含む。この附則は、法定第十二条の規定による改正前の後期高齢者の医療に係る制度を含む。

和六年十一月
重要な経

過措置

の規定により
第一項
の職員の職務
組合法第十一
法第二十二
規定による改
る法律第
付及び電
この規
政令で定
規定によ
るもの
過措置。
齢者の医
の規定に
木日が第
の翌日
命令を全
ら起算し
による。

に
罰則に
める。

提供する
による改
め、第八回
の規定
給与等
の規定
後の国
二条に
の規定
五十四回
る改正後
定訪問
足める。
律の一に
際現に
「又は被
が、第
養を受
証又は
規定に
る法律
より當
効力を
不二号施
日以後
て一年半
は、第
療の確
呂む。」
おいて、
ほか、
罰則に
める。

第四七
関する

